

困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議（第3回）  
議事録

日時：令和4年12月12日（月）13：00～17：00

出席者：赤池構成員、大谷構成員、戒能座長、近藤構成員、高岸構成員、橘構成員、仁藤  
構成員、馬場構成員、堀構成員、村木構成員、横田構成員

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 河村 課長、齋藤 母子家庭等自立支援室長  
オブザーバー：内閣府、警察庁

○戒能座長

定刻となりましたので、ただいまより第3回困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議を開会いたします。座長を務める戒能でございます。本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。最初に事務局から、オンライン会議での発言方法、本日の構成員およびオブザーバーの出席状況、資料確認、議事確認のご説明をお願いいたします。

○齋藤室長

本有識者会議の事務局を務めます齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は原則オンラインによる開催としております。現地会場からは、座長と事務局のみが出席しております。オンライン会議の形式上、今から申し上げる2点について留意して進めたくよろしくお願いいたします。

1点目について。本日は、議事次第に沿って進行させていただきますが、その際、オンライン参加の方はマイクをミュートにさせていただきますようご協力をお願いいたします。2点目について。議事ごとに一定のタイミングで区切ってご質問等を伺う方式といたしますので、ご発言をされる際には、Zoomの挙手機能を用いて、指名を受けてからミュート解除の上、ご発言をお願いいたします。発言終了後は再度ミュートにさせていただきますようお願いいたします。音声・画面に不具合がございましたら、会議の途中でも結構ですので、事前にご案内しております事務局の連絡先へお知らせ願います。

続きまして、本日の構成員とオブザーバーの出欠状況ですが、本日は、大谷構成員が遅れて参加されます。また榎本構成員と法務省が欠席となっております。

続きまして資料の確認をさせていただきます。資料は、議事次第、資料の1～3、参考資料1～2、各構成員および本日ヒアリングをいただく湯澤先生からの資料となっております。構成員、オブザーバーの皆様には事前に資料を送付させていただいております。お手元の資料のご確認をお願いいたします。

続きまして、本日の議事を確認させていただきます。本日は、ヒアリング、基本方針論点ごとの議論、政省令の3項目を予定しております。それぞれ資料を事務局にて投影しながら

ら進行いたしますが、お手元の資料の適宜ご確認をお願いいたします。事務局からは以上です。

#### ○戒能座長

ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思います。本日はまずヒアリングを行います。立教大学コミュニティ福祉学部教授の湯澤直美先生からご発表いただき、意見交換をしたいと考えております。湯澤先生には大変お忙しい中、有識者会議にご協力いただきましたこと、この会議を代表してお礼申し上げます。湯澤先生には15分程度パワーポイントでお話をいただきまして、その後10分ほど質疑を構成員と共にしていただきたいと思えます。それでは、湯澤先生よりどうぞよろしくをお願いいたします。

#### ○立教大学コミュニティ福祉学部教授 湯澤氏

立教大学の湯澤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。本日はこのような貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。日々ご尽力いただいている支援者の皆様、厚生労働省、有識者会議の皆様へ感謝申し上げます。本日は5点の柱に沿って報告をさせていただきます。

はじめに、法律の対象規定についてです。「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により」と規定することによって、困難な状況を幅広くすくい上げようとしている点は理解ができます。そのうえであえて一点申しますと、家庭や地域に包摂されない状況に置かれている40代、50代、60代以上のシングル女性を取りこぼされてしまわないかという点について少しお話をしたいと思えます。

図表をご覧ください。データを確認いたしました。これは厚生労働省が2018年に実施した実態調査が示している、婦人相談員が受けた来所相談の相談者の年齢構成です。20歳未満が3%。これは、支援に結びついていない状況がありますので、若年者が少ないとは言えないかと思えます。一方で40歳以上を見ますと、合わせて47%になっていて、50歳代、60歳代、それぞれが1割を占めています。また単身女性というカテゴリーで見ても37.6%になりました。

日本の社会政策においては、中高年齢層のシングル女性や単身女性を取りこぼされていると言えるかと思えます。そこで「わくわくシニアシングルズ」という中高年のシングル女性のサポート団体が、実態を明らかにし、社会に伝えていくため、2022年にアンケート調査を実施しました。その報告書は、当該団体のホームページから見られますので、ぜひご参照ください。

本調査の回答者2345人のうち、60歳～70歳で、働いているシングル女性は66.2%でした。70歳以上に限っても、45.9%が働いており、本当に高い比率であることが一つの驚きでした。それぞれ非正規が約55%です。この背景には、年金だけでは暮らしていけず、就労せざるを得ない、あるいは貯蓄の取り崩しなどで対応している高齢期の女性の貧困問題

が横たわっています。そこで、50代のシングル女性の方に、将来の年金額の予測を聞くと、無年金が2.8%、5万円未満が23.1%、10万円未満で見ると合計が7割です。アンケートの自由記述では、老後不安どころか生存の不安あるいは生存をあきらめざるをえない心境がいくつも綴られており、深刻な実態が浮かびあがっています。

「PLAN75」は安楽死を選択できる世の中という想定映画ですが、「もしこれができたら私は申し込みます。収入が途絶えたら死ぬしかないの」と自由記述に書いた方は50代の女性でした。「今の生活もギリギリで数年先もどうなるかわからないので、自死を考える」と綴った方も50代でした。また2年前に幡ヶ谷のバス停でホームレス状態になっていた女性が殴打されて死亡した事件についても、「それは未来の私」と60代の女性が綴っています。一方で、困った時の相談相手は、友人・知人や親戚・親族を除くと、公的機関はごくわずかです。男女共同参画センター・女性センターの女性相談を利用したことがある40代、50代の女性は1.2%と極めて低い数字でした。

このような中で、婦人相談員の役割はとて重要になっています。女性の生活困難には、経済問題が根底にあるということも付け加えたいと思います、もちろん自立支援は、経済的自立にとどまらず、回復支援がとて重要な視点だということは言うまでもありません。一方で、近年の政策動向を見ますと、孤独・孤立などは取り上げられても、政策文書の中で貧困という言葉が使われなくなったと指摘されています。今一度、生活困難の根底には経済的困窮があることを可視化することが重要です。

この図は、婦人相談員の来所相談における主訴をとったものです。主訴を一つ選ぶ方式なので、自ずと「生活困窮」は4.8%という極めて低い数字になっておりました。しかし、この問題はもっと広範に横たわっているのです、統計の取り方も再検討が必要です。

参考までに、「ホームレス実態全国調査（2016年）」を示します。ホームレス状態に置かれた女性のうち、生活保護の利用経験がある方が22.2%おりました。つまり、その後に路上生活の状態に陥っているということです。また「アパートに住み就職して自活したい」「就職できないので福祉を利用して生活したい」といった回答をし、支援を望む女性は合わせて42.6%おりました。これらの現実には焦点を当てて基本方針を構成していただけると幸いです。

報告の2番目は、基本理念の具現化と人権の擁護を図るという点です。ここでは第三者評価に触れたいと思います。婦人相談所ガイドラインでは、39ページに第三者評価の実施に向けた検討が重要と指摘されています。児童相談所における第三者評価制度は既に実施されていまして、2019年児童福祉法改正で業務の質の評価と質の向上が努力義務とされています。ここに示したのはその調査の一部です。児童相談所の業務評価機関が評価報告書の公表などを行っています。ホームページでも、第三者評価の結果を公表する自治体が増えてきています。また婦人保護施設については、平成18年に全国社会福祉協議会の第三者評価事業の中で素晴らしい第三者評価基準が策定されています。これをぜひ女性自立支援施設への改訂版として大いに生かしていただきたいです。そして、残念ながら2018年の報告書

では、受審率が 29.8%でしたので、この受審の促進をバックアップする体制も重要と考えます。

続きまして報告の 3 番目です。支援の基本理念の具体化として「それぞれの意思が尊重される最適な支援を受けられる」という点についてのみ触れます。「自立」という概念が支援の壁にならないように様々に議論していくことが必要だと思います。母子寮は名称変更されましたが、婦人保護施設は女性自立支援施設に名称変更されます。法文では、「自立の促進のために、その生活を支援する」という同じ文言が使われています。そこで、母子生活支援施設でどんなことが起きたかということを見ると、自立促進のための施設に転換したことで、入所期間を設定する自治体が増えてきました。「概ね 2 年」という入所期間の設定がホームページに書かれていたり、実施要綱では「1 年以内」という自治体もあります。もちろん、手続きや審査によって更新は可能です。しかし、中には「自立の見込みのある人が利用するところ」といった自治体の判断によって、女性特有の困難を抱えた母子世帯が施設利用できずに行き場がなくなるということも実際に起きています。あるいは、早期自立に重点を置けば、課題が未解決のままでの退所となりかねません。自立には個別性があり、必要とされる時間も一律ではないことを踏まえて、施設入所の判断基準の明確化や入所プロセスの透明化を図り、本人の意思が尊重されるようにしていく必要があります。

報告の 4 番目です。「多様な支援を包括的に提供する体制の整備」ですが、他分野の例として、児童相談所強化プランをここに示しました。2016 年から 2019 年に、①専門職の増員等、②資質の向上、③関係機関と連携強化等の 3 点を強化しようと打ち出され、児童福祉司等については平成 31 年度の目標値へ増員すると示され、また今年の 1 月にはさらに更新した目標値も示されています。

また自治体の要対協調整機関調整担当者を全市町村に置くという目標が書かれています。新法の支援調整会議も、市町村の担当者設置について検討を要すると思いましたが。またかなめとなる市町村についてはどうでしょうか。民間団体がそもそも少ないあるいはない市町村あるいは婦人相談員の配置もなく、婦人保護施設の民間団体もないまたは少ない地域をどうバックアップしていくのか。自治体間格差の是正には、女性支援施策の強化プランと数値目標の設定が重要になるかと思えます。

報告の最後の 5 番目として、婦人相談員（女性支援相談員）について触れさせていただきます。区市の婦人相談員は、市町村ベースで、地域におけるソーシャルワークを担う女性支援の専門家です。どう考えてみても、児童福祉司のような人口比での配置が必要です。少なくとも、一つの配属先に最低 3 人はいないと回らないのではないかと思います。窓口では常に電話対応のための人員が必要ですし、訪問・同行支援も担っておられます。関係調整も必要ですし、ローテーションも必要です。これらを考えると、市町村への義務設置に向けて働きかけ、有効なソーシャルワークが機能できるようにすることと、区市における組織的なバックアップ体制が必要です。ホームページを見ても、どこに婦人相談員の方がいるのかわからない自治体はかなり多いです。所属部署によっても異なりますが、上司が係長レベルで

はなく、課長レベルで明確化できて、「女性相談の窓口はここにある」と市民にも明示化できる体制があると良いと思います。

そして要綱についてですが、これは私の勉強不足ですので、教えていただければという点がございませぬ。母子・父子自立支援員設置要綱がございませぬ。婦人相談所や婦人保護施設の設置要綱もあるのですが、婦人相談員の設置要綱が見当たりませぬ。しかし、今後新法を施行していくにあたっては、国における設置要綱が必須なのではないかと感じた次第です。もし事実の誤認でしたらお詫び申し上げます。

それから人材確保策と相談員養成という点で、婦人相談員の職員が非常勤という状況では1人で暮らしてはいけぬ収入ですので、新卒や社会福祉士の資格を取った学生たちを送り込むこともできません。有効な離職予防策もございませぬ。社会福祉士養成課程では、婦人保護事業は、「子ども家庭福祉」に関連する科目のごく一部で、全14～15回のうち1回分を教えられれば良いくらいの程度です。養成課程の改善も必要ですが、認定制度化をして、より社会的に周知し、オンデマンド型やオンライン型の研修を届けて、全国くまなく研修が受けられるようにすることが必要かと思ひます。また婦人相談員の相談・支援指針が策定されておりますが、施策情報をアップデートしていかなければならぬので、例えば加除式などにして逐次更新ができるとありがたいです。

最後に、実情を社会に伝え、理解を広げていくためにも、見える形で統計を出していかなければいけぬと思ひます。例えば、処理件数をみると「結婚」「家庭へ送還」があげられています。この「送還」という言葉はどうか。「結婚」も比率が少ない中で上位にあがっていますが、データを再集計することで、整理し直すことができるかと思ひます。それから以前、SNS使用に関する検討会が厚生労働省で開催されたときに、婦人保護施設における安心・安全な共同生活を送るための留意事項も作成しております。この中に権利擁護もあげておりますので、活用していただければと思ひます。

それから市町村計画についてです。都道府県並びに市町村がとても重要になってくるわけですが、子どもの貧困対策は努力義務になっています。ホームページでは、現在948市町村が計画を策定していると出てきますが、これでも50%強にとどまっています。市町村が具体化に向けた体制をとる上で計画は重要かと思ひます。具体化できるような方法を一緒に考えていければと思ひます。足早で申し訳ありませんでした。時間ですのでこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○戒能座長

大変短い時間に基本方針策定上の重要なポイントをご説明いただきました。十分に伝わりました。本当にありがとうございました。それではご質問のある構成員は挙手マークをあげていただけますでしょうか。それでは堀構成員、村木構成員の順にご質問をお願いいたします。

#### ○堀構成員

非常に貴重なお話をありがとうございました。大変参考になりました。その上で2つほどご質問させていただきます。女性相談支援員のあり方において、市区町村の市区の婦人相談員についてのお話が多かったと思うのですが、都道府県の婦人相談員の業務がなかなか見えてこない。数的にも少なく、ばらつきもあると思うのですが、全体としてあるいは都道府県の女性相談支援員のあり方をどう考えていくのかというのが一点です。もう一つは、母子生活支援施設についても非常に重要なご指摘をいただいたと思いますが、母子生活支援施設と、婦人保護施設や女性支援事業との連携関係はどう整理していけばいいのか。何かアイデアがありましたらお願いいたします。

○戒能座長

引き続き、村木構成員からお願いいたします。それを受け湯澤先生からご回答いただきたいと思います。

○村木構成員

大変勉強になりました。その上で、シングルの中高年の女性が経済的に困窮している点について、女性支援事業の中でどこまでを守備範囲としていくのか。生活困窮者、生活保護、労働、年金の問題それ自体を変えていかなければならないだろうと思いますが、その中で女性支援事業の役割について示唆がありましたら教えていただきたいです。

○戒能座長

ありがとうございます。それでは湯澤先生よりよろしくお願いいたします。

○立教大学コミュニティ福祉学部教授 湯澤氏

橘さんの手があがっていました。

○戒能座長

橘さんどうぞ。

○橘構成員

貴重なお話を聞いてとても参考になりました。40代、50代の方へのアウトリーチなのですが、どんな方法が相談しやすいですか。効果的な方法を教えてください。

○戒能座長

他の方は大丈夫ですか。それでは湯澤先生よりよろしくお願いいたします。

○立教大学コミュニティ福祉学部教授 湯澤氏

まず 1 点目の女性相談支援員の都道府県の業務をどう考えるかという点については、本当に難しい点であると思います。自治体ごとにそのありようが大きく違うためです。例えば、東京都と、婦人相談員の配置をしている市町村自体が少ない県では、センターのあり方がかなり違っていると思います。

市町村の市区の婦人相談員の配置が少ない自治体では、支援の繋ぎ先がないので、県の相談員が自治体まで出向いて、ソーシャルワークのようなこともしなければならないという実態もあります。逆に、市区の婦人相談員が一時保護中にたくさんの業務を担ってかなり大変であるという自治体もあるようですので、資源の整備とともに、相互の役割分担の標準化をどう図っていくかについて、調査研究や議論が必要だと思います。

2 点目の、母子生活支援施設と婦人保護施設の関係性については本当に重要です。「社会的養護、例えば「児童養護施設から母子生活支援施設に結び付く」「児童養護施設を経てから婦人保護に結びつく」ということも実際にはあるので、児童福祉と女性福祉の連携体制によって様々な支援ができるのではないかと思います。例えば、1 人のお子さんは児童養護施設に、1 人のお子さんは母子生活支援施設に入所なさっていて、その児童養護施設からの退所の受け皿に母子生活支援施設がなれます。あるいは、婦人保護施設に母親が入所なさっている場合には、児童養護施設からの外出として婦人保護施設が機能できるという素晴らしい施設機能があります。また実際には、この前、菅田先生の方からお話があったかもしれませんが、特定妊婦の受け入れなども重要です。また、虐待を受けている大学生の避難先がなく、とても困ることが多いのですが、単身女性の一時保護先として、大学生の受け入れをさせていただける女性関係施設もあります。様々なニーズに応じた相互の連携でいろいろなモデルケース、グッドプラクティスを広げていけると良いと思います。ご質問のシングル中高年女性についてですが、労働や年金問題もカバーしなければと感じています。

そして住宅問題があります。住宅については生活困窮者支援とも連携できるのではないのでしょうか。今は民間賃貸が契約できていても、2 年後の更新時には更新されないかもしれない、親が保証人になっていても親が死んだらもう保証人がいなくなり更新ができないといった住居喪失の恐怖感は相当なものがあります。都営住宅や公営住宅の単身世帯枠を増やすなど居住先としての受け皿が必要であると思います。

また、中高年シングル女性の皆様に、相談支援先が届いていないという問題が大きいです。当事者グループの育成に加えて、アウトリーチの問題とも絡めて、「相談できる場所がここにある」というメッセージを、社会的に発信していかなければならないと思います。ただ、いろいろな都道府県の婦人相談所の方や婦人相談員の方からは、DV の問題も含め、中高年齢期の相談は本当にたくさんあるとお伺いします。受け皿に繋ぐルートがあるということ、支援者間でもっと共有をして、繋がるようになっていければ良いと思います。私は 10 代や若年女性の支援を否定していません。彼女らの 40 代、50 代、60 代、シニア期にも繋がる問題です。この新法は、女性のライフコースを貫いて保証される福祉システムを実現してくれるのではないかと期待をしています。

○戒能座長

40代、50代以上の女性の方へのアウトリーチの効果的な方法についてはどのようにお考えでしょうか。

○立教大学コミュニティ福祉学部教授 湯澤氏

先般の有識者会議でお話しなされた、国立のJikkaさんの取り組みのような形で、地域の中で「あらゆる女性たちを対象としているんだよ」というメッセージを届けていきながら、結びつけていくような方法があるかと思います。ぜひ一緒にアイデアを考えさせていただければありがたいです。

○戒能座長

女性相談支援センターと女性自立支援施設にはあるが、婦人相談員には設置要綱がないのではないかとのご指摘もありました。先生とご一緒に相談支援指針を2014年に作ったときも、きちんとした基準が定められてないことがわかりました。非常に大きな課題をいただいたと思います。平準化していくためにも、要綱を作る必要があるというご提言として受けとめさせていただきました。短い時間で急いでお話をさせていただきました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○立教大学コミュニティ福祉学部教授 湯澤氏

後ほどパワーポイントも提供できるようにしたいと思います。ありがとうございました。失礼いたします。

○戒能座長

先生はご退席でも、このまま留まっていたいただいてもどちらでも結構です。非常に有意義なヒアリングを行うことができたと思っております。

それでは議事の(2)に移ります。基本方針について論点ごとの議論ということで、「5 支援の内容」からです。それが終わりましたら、休憩をして、政令・省令の部分に移っていきたいと思います。それではまず、河村課長から論点について、後半部分のご説明をいただきたいと思っております。

○河村課長

私の方から、10分弱ぐらいお時間をいただいて、この後、17時の終了の時間までご議論いただく全部の資料をまとめてご説明をさせていただきます。細かく分けると三つのパートに分かれております。まず基本方針の論点の前半が5番の支援内容と6番の支援体制、そのあとの後半戦が7番の支援調整会議以降になります。その後さらに政省令についても

ご議論いただくという3部立てになっております。前半の論点については資料の1でお示しをしておりますが、事前にお送りし、お目通しをいただいているかと思っておりますので、細かな資料のご説明は割愛をさせていただきます。

8ページの7.支援調整会議の手前までを前半とし、1人5分程度のご発言をいただきたいと思っております。7番以降のところは一人3分ほどでご発言いただこうと思っております。その後の政省令と告示について少しご説明させていただこうと思っております。資料の順番は前後しますが、資料3をご参照ください。この資料3は女性支援法の下位法令にあたる政省令と告示類のラインナップを一覧でお示ししたもので、前回は似たような資料をお出ししております。今まさにご議論をいただいております「基本方針」が圧倒的に幅広い分野にわたって中心的な事項を定めていますので、基本方針の位置づけについて、はっきりと書いた方がよいという前回の議論を踏まえました。一番上のところですが、まず、下位法令として以下のような政省令、告示があると示した上で、特にこの基本方針は、各種の下位法令を含めて支援施策全体に通じるものとして、基本的な支援に関する実行や政策内容の重要事項を定めていくものなので、この法律の基本理念を一体化、具現化していく上でも重要な位置を占めるものとしております。前回の指摘を踏まえた記述を入れさせていただいており、全体の分野に幅広くまたがる形で、一番上に基本方針を位置づけて直しております。

後半でご議論いただきますのは、資料3のすぐ左下の緑枠の政令についてです。政令は、厳密には女性支援法とDV法の両方からの委任を受けて立てられております。ただその委任を受けている事項は女性相談支援センターに関する事項です。ここに書かれているのは、センター所長要件と費用負担関係、それから女性相談支援センターに関しては、必要があれば省令で各種の事項を定められるように包括的な委任規定を設けております。これらの政令や法自体に従って、そのすぐ右側に女性支援法の施行規則がございます。施行規則で定めているものとして一時保護の要件がございます。ただ、一時保護の要件については、省令が上位の方として書かれるものですが、一覧性等の観点もあって、省令で書く一時保護要件は、本日ご議論いただきます基本方針の中でも重ね書きで書かせていただく形をとっております。まずは基本方針のパートの一時保護のところでご議論いただければと思います。

また、技術的になりますが、民間団体と協働して行う支援の方法についての法律から委任が下りているものがございます。それについて省令として受けさせていただく内容となっております。その上で、さらにその右側をご覧になっていただくと、告示として、困難女性支援法の9条7項に基づいて厚生労働大臣が定める基準という告示がございます。これにつきましては、一時保護を委託できる者として、一時保護委託先に相応しい基準を定める告示となっております。さらにその少し、真ん中の下にあたる省令として、女性自立支援施設の設備、運営基準がございますが、これは女性自立支援施設が、一種の社会福祉事業であるという性質から、社会福祉事業を定めている社会福祉法に根拠を持って、その下の省令として定められる形をとっております。このあたりは別紙の方で後ほどご覧になっていただこうと思っております。さらに、一番右下にあります給付金関係の告示につきましては、若干技術

的な内容ですので、ここでの紹介にとどめさせていただきます。これらのたくさんの省令を、政省令対比表として一覧表にしたものが資料2でございます。

基本的に現段階の事務局案としてお示ししている政令案、省令案、告示案の条文につきましては、現行の規定について困難女性支援法に移行することに伴うメンテナンスを施した上で基本的にはパラレルに書いております。これらについて、今回改めていろいろ書くべきだ、用語の用い方を変更すべきだ等々のご意見があれば、最後のパートでご議論の際に出していただければありがたいと思います。先ほどの内容に関わるものとして、資料3の一覧表の一番右上の真ん中辺りで、「一時保護の委託先になるその基準についても告示で定める」と申しましたが、この資料2の一番右の縦の列に告示案という列がございます。この上から2行目に困難な女性支援法の9条7項に基づいて大臣が定める基準として、1号から4号までございます。これが一時保護先の基準の案として今回お示ししているものになります。

それから、資料2の続きとして、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(案)がございますが、こちらでは社会福祉事業であることに伴い、社会福祉法に基づいた最低基準として従来の婦人保護施設である女性自立支援施設の基準をお示ししています。1ページ目は一般的な一般原則や安全計画を定めております。2ページ目に設備の具体的な基準を定めております。例えば、第11条4項ですが、1号に居室関係の条項がございます。ここには現行の面積基準である4.95㎡をいったん入れさせていただいております。その下には居室の入所人員がございます。原則として4人以下という現行の規定を入れさせていただいております。この捉え方について補足の資料を出しておりますので、後ほど少し簡単に触れさせていただきます。最後のページには自立支援や給食等に関する規定がございます。

今、補足の資料と申し上げたのが、参考資料2でございます。今回、一時保護まわりの資料で議論に役立ちそうなものを追加させていただいております。4ページ目をご覧ください。よく議論に出てくる女性自立支援施設の人員配置関係です。先ほど省令でご覧になっていたのはあくまで最低基準です。これは、どれだけニーズが増えたとしても、最低の基準としてこれだけは下回ってはいけないという性質のものです。けれども実際に影響を与えてくるのはどれだけの人配置されるかです。それに関しても一番影響を与えるのは、最低基準よりは措置費です。基本部分として、指導員2名というものがあつた上で、加算部分は上限人数なく入所者のニーズに応じて配置ができる形をとった上で個別対応職員等が加配できるようになっているというのが現状です。その上で、都道府県としてどう判断するかという状況になっています。現実的な環境については、資料の9ページ目以降に少しお示ししています。9ページでは、一時保護所における令和2年の状況として、平均的に部屋に何人ぐらいの方が在在所されていたかというデータが載っております。全国平均では0.27人ですので、イメージ的には3室あると1部屋にお一人が入っているという形になっております。同じもので婦人保護施設については下の10ページでございます。同じように0.31人という形になっております。その上で現実的な居室がどうなっているか、定員何人の設定で部屋が設けられているかが11ページでございます。12ページでは、1人当たりの居室面積

がどうなっているかについて、参考のデータとして出させていただきます。これらをご覧くださいご議論いただければと思います。

#### ○戒能座長

法律と、三つのカテゴリー、困難な問題、女性支援と DV 法それから社会福祉法という 3 つのレベルがありますが、どのように結びついていくのか。それから今回の女性支援法は立法によって新たに作られたものです。しかし、従来あったものは相当古い基準で、変えていかなければならないということもあると思います。しかし、それは最後にご議論をいただきたいと思います。

それではこれから議論を進めてまいります。ご説明にありましたように、三つに分けて、ご議論いただきます。短い時間で恐縮ですが、3 時をめぐりに、論点「5. 支援の内容」および「支援体制について」としてご意見をいただきたいと思います。

2 番目のセッションでは論点「7. 支援調整会議」以降についてご意見をいただきます。これは休憩後の 15 時 10 分からになります。最後のセッションは政省令についてです。女性相談支援センターに関する政令が一つです。それから一時保護等を定める法律施行規則がありますが、一時保護については、論点 1. の中の一時保護のところでも主に議論をいただきたい。それから、社会福祉法に基づいて設置運営基準が女性自立支援施設にございますが、その改定も含めて、女性相談支援センターの政令と省令、女性自立支援施設に関する国の省令とともにご議論いただきたいと思います。

#### ○河村課長

申し訳ございません。私共事務局側の方で議事次第の記載が政省令・告示とすべきところ政省令と書いてしまいました。告示は基本方針がほとんどですので、基本方針を除き、一時保護委託についてはこちらでご議論をいただきたいと思っております。また、最後の給付金のところも技術的な内容ですので除いてよろしいかと思っております。

#### ○戒能座長

最後のセッションでは資料 3 の体系図の下の右側にあります一時保護委託を含めて議論をしたいということです。これまでご意見を一人一人伺って終わりとしていましたが、少しメンバー同士で議論をする時間も必要というご要望やご意見もございますので、その時間も取りたいと思っております。

基本方針の論点の「5. 支援の内容」、それから「6. 支援の体制」、これは最も重要なところであると考えます。それでは最初にご指名いたしますので、その順でご発言を 5 分以内でお願いいたします。5 分が経過しましたらお知らせをいたしますので、お時間をお守りください。堀構成員からお願いいたします。

## ○堀構成員

まず1ページ目の5番の支援の内容の四つ目の●のところにある、「民間団体等によるインターネット活用や巡回等によるアウトリーチは」という文章ですが、行政機関に繋げるためにアウトリーチが重要と読み取られるような可能性があるように思います。ここで重要なのは、アウトリーチによって支援を必要としている当事者の早期の発見やニーズの発掘ですので、表現をもう少し工夫していただかないと誤読される可能性があるという点が一つです。もう一つ、「根気強く信頼関係を築く」というところがありますが、信頼関係というのは支援関係者全てに必要なものであって、民間団体が行政に繋ぐために必要というわけではありませんので、この部分の書きぶりはもう少し表現を工夫し、他の部分についても盛り込んでいくということが必要かと思えます。

次に、その下の「居場所の提供」の二つ目の●、「巡回などによるアウトリーチや気軽に立ち寄れる居場所から」という文章ですが、「支援が必要な女性」を把握した場合、その後が「公的な機関へ民間団体として同行してつなぎ」と、2ページ目の1行目のところで繋がっている。ここは、居場所の提供が民間団体に限定しているように読めます。また前段の●でも「民間団体・自治体による気軽に立ち寄り、安心して」と書かれており、このように民間団体に限定して読めるような書き方は改めた方が良くと思います。どこが居場所を提供していようと支援機関への同行は非常に重要な支援であり、支援の継続性を保つことが重要という趣旨に文章の修正をしていただくと良いと思います。

それから2ページ目の(3)相談支援ですが、この項目は相談支援なので、まさにソーシャルワークによる支援であるということが伝わるような書きぶりにしていただきたいと思えます。例えば一つ目の●のところですが、「本人の立場に寄り添って内容の聞き取りなどを行った上」とありますが、ソーシャルワークであるとするならば、その内容の聞き取りをするだけでなく、本人の訴えや思いからニーズを導き出したり、そのためのアセスメントをしたり、そのプロセスの中で支援計画を策定するわけです。「本人がこう言ったからこうだ」というのは必ずしも本人の意思の尊重とは限りませんので、丁寧なソーシャルワークが必要だということを入れていただければと思います。

同じ●のところですが、個別支援計画の策定のところも本人の参画に基づく意思の尊重が必要です。「自己決定ができるような十分な情報提供と丁寧なソーシャルワーク」というような、基本的な考え方に準じた書き方が必要ではないかと思えます。

(4)一時保護ですが、現状で一時保護中の女性に対する支援にばらつきがあるので、平準化された支援の内容を記載していただく方が良いか思えます。

次に5ページ、(7)同伴児童への支援ですが、一時保護で母親である女性も相当なダメージを受けていますので、子供へのケアが十分にできないところがあります。同伴児童に対する保育の支援などを書いていただくと共に同伴児童担当職員の配置の促進を入れていただきたいと思えます。

次に、自立支援のところですが、女性自立支援施設における就労支援のあり方については、施設内就労・施設外就労とさまざまな形で多様に行われており、施設に委ねられているというのが現状です。内勤などの就労の説明や、就労のあり方も現状で可能な範囲で整理し、記載していくことが必要かと思います。細かいところは後ほどペーパーの方で提出したいと思いますので、一旦ここまでにさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○戒能座長

他の皆さんも必要ならば、ペーパーをぜひ提出いただければと思います。続いて村木構成員どうぞ。

#### ○村木構成員

私も詳細はペーパーを提出しておりますので、それをご覧いただくとして、その中での主要な論点について、5分で説明をしたいと思います。

まず一つは、この支援の内容あるいはこの基本方針全体に関わるところで、よくわからなくなってしまったのは、DV防止法等の旧婦人保護事業で対象としている他の法律も、この基本方針ではある程度まで規定するものなのか、それとももう全く別物という理解なのか。特に一時保護あるいは相談支援については、かなり共通のものがあるので、そこをどうするのか、お考えをいただきたいと思います。特に最初の段階では、DVに遭っているか、いなかいはわからないことが多いわけです。どの法律で対応していくのかもよくわからないことが多いので、できるだけ一つのもので、相談のやり方等がわかるようにご配慮をしていただきたいというのが全体のところになります。

それから、個別の論になりますが、(1)支援の内容から。前回に高岸構成員から「アウトリーチは違うのではないか」というご意見がありました。私もそう思います。アウトリーチというのは手法で、早期発見はいわば支援の内容の問題なので、それを並列にされているところで違和感が出てくるのかと思います。ですから、例えば「アウトリーチ等による早期の把握」というように「早期に把握すること」が内容だということを明示してはどうかと思います。

それから四つ目の●は、堀さんの意見と同旨なのですが、特に前半部分の民間団体等が「早期把握に有効かつ重要である」というところが非常に大事で、それと後半の都道府県および市町村と連携していこうという部分と、両方に分けてそれぞれ別の●にするべきではないかと思っております。

(3)相談支援は堀さんと全くの同意見です。個別支援計画をつくる上で、最初にまずきちんとアセスメントをするということと、できるだけ本人の参画を得てかつ本人の希望や意向を十分に踏まえるというのは原則ですから、個別支援計画という文言が出てくるところと、自立のところと、その両方にこの原則をしっかり書き込んでいただきたいと思います。

それから一時保護は、四つ目の●で「非常に多様であるから複数の委託先を検討しておく」

という結論になっていますが、まずここも二つに分けて、最初に「非常に多様だ」と、しかも、「当初は DV が判明しないなど、どれに該当するのかもわからないような場合がある」ということをきちんと述べる。その上でもう一つ、●を分けて、「だから複数の委託先等が必要なのだ」と整理をしていただく必要があると思います。最初の方の「非常に多様で、しかもそれぞれに応じた対応が必要だ。しかも最初はよくわからないことが多い」ということは、相談支援あるいは一時保護を考えていく上で非常に重要と認識しております。

それから、(6) 若年女性等に対する生活の場を共にすることによる支援と、(8) 自立支援と両方に共通するのですが、湯澤先生もおっしゃったように、居住が重要な問題としてあるので、この両項目について、特に自立支援について、住宅の確保は自立の前提となるということ●としてきちんと入れて欲しいです。また、それを確保するための手段として、くたち夢ファームの例でなるほどと思ったのですが、公営住宅や都市再生機構の住宅の活用を進めていくということをはっきりと文言として謳ってはどうかと思います。

同伴児童のところはこの 3 つ目の●の「児童以外の者」というのが何を想定しているのか。18 歳以上を想定しているのか。そうするとそれは独立して支援をすべき対象で、同伴児童ではない。何を言いたいのかよくわからなかったので、もう少し分かりやすく思っております。

最後に、これも大事な論点で、私は完全には自信がないのですが、自立支援のところではいろいろな支援を使うと書いてありますが、精神的な問題や軽い知的障害といった障害の疑いのある人が結構多い。そういう障害のある可能性がある場合には、障害福祉の相談支援、自立訓練、就労支援などの活用をするというのを、手続き支援に留まらずに一つ●を設けた方が良いのではないのかと思っております。以上です。

#### ○戒能座長

論理的に整理する必要があるということについては、本当にその通りだと思いますので、最後に全体を見渡すことが必要だと思っております。続いて、赤池構成員にお願いできますでしょうか。

#### ○赤池構成員

全国婦人相談員連絡協議会の赤池です。意見資料は事前に提出させていただいております。本日は 5 と 6 について意見をいくつか抜粋してお話しさせていただきます。1 ページ

(1)「早期発見アウトリーチの言葉の定義」について、共通認識が必要ではないか、と考えます。多様な相談が寄せられる中で、女性相談支援員は女性の権利擁護に基づいた視点を持って対応しており、ご本人の主訴の中に女性特有の困難を発見することが多々あります。女性相談支援員の相談においても、被害の予防的な意味合いで「早期発見」という言葉を使用していることにも触れていただきたいと思います。また、アウトリーチについて、堀先生や村木さんの方からお話があり、前回の所長会の資料でも言及されていましたが、本来は家

庭訪問など相談機関から外に出向いての支援全般をも指す用語です。アウトリーチを「早期発見」の概念において捉えるのではなく、長期的、継続的関わりを持つものとして位置づけることが大切ではないでしょうか。

次に●の5番目、「相談に至っていないが、支援が必要な女性に対し」とは、抱えている困難について気付いているが言えない。周囲からも気付いてもらえず、別の問題として認知されている。あるいは、自分自身が困難に陥っていることに気付いていない。もしくは相談することを避けており、すでに二次的な問題が表面化している、などの状態があると考えられます。また居所が不安定であったり、消えてなくなりたいと考えているなど、ハイリスクな状態にあるケースも多く含まれると思います。本人のペースを大事にしながら、しかし、混乱や重篤化を防ぐために繋がることと並行して、アセスメントの重要性を記載する必要があるのではないのでしょうか。

次に2ページ(3)の「相談支援」について。個別支援計画については、全ての相談支援に当てはめるのではなく、柔軟に対応すべきと考えます。市町での相談は1回の相談から複数回、数年にわたるなど様々であり、来所相談だけではなく緊急一時保護、避難、施設入所など支援方法も多岐にわたり、計画を立てることで柔軟な対応の妨げになることを懸念します。特に市町村は具体的な政策と直結していることにより、相談のみならず、具体的な支援策を求めて繋がる女性が多く、支援に必要な制度を所管する町内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれの主体性を発揮し、相互に連携の上、適切な支援を相対的、包括的に実施することを前提に、女性相談支援員が、町内においては、女性相談の町内コーディネーター機能の責務があること。町外に対しては所属する市町村において、女性支援の統括的な役割があるものと明記していただきたいと考えます。また意見として「女性相談支援員相談・支援指針」については、定期的な見直しを行いながらこれを基本とした相談支援を行うこととし、女性相談支援員を女性支援のキーパーソンとして認定制度化を見据えて配置し、合わせて女性相談支援員の倫理綱領を示すことを検討していただきたいと考えます。

次に2から4ページ(4)「一時保護について」。一時保護中の医療費、交通費や保護介助の生活準備などが市町村が主となり支援を行っている現状がありますが、その現場が全く議論されていません。こうした一時保護に係る支援事業の実施主体が、都道府県により異なり標準化されてないため、早急に整えるべきではないのでしょうか。

次に5から6ページ「自立の共通認識として」。「自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、当事者の希望や意思に沿って多領域、多制度のサービスを活用しながら、困難な問題の解決にとどまらず、安定的に日常生活や社会生活を営めること。また、その人らしく、その人のウェルビーイングの実現を目指すものとする」としてはいかがでしょうか。

次に6から7ページ(9)「アフターケアについて」。女性相談支援員は施設退所後の支援、自立支援、生活再建の支援を継続して行なっています。アフターケアが施設を中心とした支援のみではないことを、共通認識としていただきたいと考えます。

最後に8ページ(4)「配偶者暴力防止法に基づく施策との関係性について」。配偶者暴力

防止法に基づく支援等、女性支援法に基づく支援に対するダブルスタンダードから来る支援の困難性の解消に向けて、引き続き議論を行っていただきたいと考えます。以上です。

○戒能座長

売防法とDV法との関係は大きなテーマで、今日も内閣府の方がご参加いただいておりますけれども、また意見交換、調整をさせていただければと思います。それでは続いて近藤構成員をお願いします。

○近藤構成員

私の方からも何点かご提案させていただきたいと思います。まず2ページの(3)相談支援ですが、堀構成員や村木構成員もおっしゃっている通り、この法律は、あくまでその困難を抱える女性が生活再建あるいは回復支援の道筋を自ら決定していくためのものでなければならないとあっておまして、回復支援、生活再建、相談全ての段階で、当事者女性が参画する支援計画を作っていくことが原則だということをぜひ明文化していただきたいと思います。残念ながら提案されている原案が、自立支援センター、自立支援施設、相談員というこれまでの3機関を中心に書かれているところが多いと思います。例えば2ページの上のところで、「民間団体がアウトリーチ等で困難な女性を発見してその公的機関につないだ後も、それまで支援を行ってきた民間団体も同席して」という文章になっていますが、全てのケースを公的機関に繋がなければならないわけではないと思いますし、また公的機関に連携した後も、民間団体「も」ではなく、民間団体「が」同席して当事者と一緒にその後の支援計画に携わっていくというのは当然のことだと思うのです。ぜひとも文言を配慮いただければと思います。

それから一時保護のところですが、DV防止法やストーカー規制法などにおいても、様々な被害を受けた女性たちが一番大変なハードルを抱えるのがこの一時保護だと思います。いろいろな施策の改善や提言をされてきたにも関わらず、これまでの婦人相談所の一時緊急保護のケースと婦人保護施設の利用者がどんどん減ってきている。単に携帯が使えないということではなく、本質的な問題があったと思いますし、そこを解決するためにこそ、女性自立支援法が作られたと私は思います。一時保護の委託契約の対象と内容をもっと柔軟に拡充する必要があると思います。これから先も多分、緊急対応のシェルターやステップハウス、立ち寄りの宿泊施設、妊娠出産対応の若い女性たち、外国籍の方、LGBTQの方々向けといったように、シェルターは専門的に分岐していくのではないかと。そうであるならば、当事者のニーズに応じた専門的なシェルターの拡充を進めていく必要がありますし、一時委託する対象も自ずから拡充されていくのではないかと。そして当事者がアクセスし、ここで一緒に回復していきたく思った先で、必要に応じて即時一時保護し、サポートを開始することができるということを基本方針でぜひ謳っていただきたいと思います。

民間シェルターにたどり着いた方がすぐその場で一時委託契約を受けて、そこからサポ

ートが始まるという北海道モデルもごございますし、参考資料を見せていただきますと、婦人相談所における一時保護委託状況は、北海道が86ケースと多い。当事者中心主義の支援を北海道が行ってきたからだと思います。ぜひここは参考にさせていただきたいと思います。

そして支援団体等は、一時保護の開始後に、当事者が必要とする関係機関それぞれに対して速やかにケース検討会議の開催を求めることができるようにしていただきたい。一時保護の期間を2週間や3週間などと改めて設定する必要はありませんし、またここに解除という文言を使ってありますけれど、そういう考え方は不適切ではないかと思います。

緊急対応から次のステップへまた次のステップへと、当事者はいろいろな団体を、それぞれのニーズに合わせて、いろいろな施設や団体や機関を使って生き延びていかれるわけなので、そのニーズに沿った支援内容や連携先が変化していくことを考えた上で、当事者を中心とした他機関対応の継続伴走型支援を、ぜひ明記していただきたいと思います。その時に機関同士の連携が問題になるわけですが、「6. 支援の体制」のところでは、3機関の連携、民間団体との連携、関係機関との連携と項目が分けてあります。当事者支援に関わる全ての関係機関や支援団体が、それぞれ対等な連携協力関係の下で、当事者を中心とする柔軟な支援体制を構築していくというのが、この自立支援法の肝だと思っておりますので、そこは当事者の必要に応じて随時開催されるケース会議を基本的な連携の要とし、ワーキングチームを結成するなどして、対等な連携協力のモデルを示すということを書かれてはどうかと思います。調整会議や担当者会議といったレベルではなくて、当事者を中心とするケース会議からいろいろな連携体制を作っていくということをご提案したいと思います。ケースによっては、法的機関に繋がらずとも、民間団体でサポートが完了したり、あるいは続いていくということもあり得ます。当事者の選択による、支援先の活用や連携先については、さらに柔軟な対応が求められますし、そのための連携調整機関であってほしいと心から思います。

#### ○戒能議長

6にも触れていただきまして、関連して7にも踏み込んでお話いただいたのですが、まずは総論的な、原則的なものを書き込むということも必要だと思います。それでは次に高岸構成員にお願いできますでしょうか。

#### ○高岸構成員

婦人相談所長全国連絡会議としましては、今回の案をいただく前に、骨子案に沿って12月5日付で一旦意見を出させていただいた後、今回いただいた論点の内容に沿って本日付で再度、意見を出させていただいておりまして、合計3種類のペーパーの提出をしております。特に今回の論点につきましては、ほとんど全ての項目についてコメントをつけさせていただきました。都道府県はこれに基づいて計画を実施していかなくてはいけない立場から点検をして意見を出しております。項目数が多くなりますけれども、意見について反映を

図っていただきますようお願いしたいと思います。この場では時間も限られておりますので、文章の意見ペーパーに沿って概略をご説明していきたいと思ひます。

今回の基本方針の論点後半について、まず一つ確認をしておきたいのが、基本方針は全国を対象として策定されるものであるということです。地域によっては、支援のニーズや関係機関団体、活用できる社会資源の状況などが異なっており、そういう中で全ての都道府県市町村が、女性支援の施策を推進するための基本的な方向性や内容を示さなければいけないと思ひます。多くの自治体においては、女性支援の施策だけではなく、他法他施策の施設やサービスをはじめ、あらゆる社会資源を柔軟に活用して、支援を要する女性の支援を進めていくということが大前提であり、若年被害女性等支援事業における早期発見、アウトリーチ、居場所の提供などは選択できる状況にはなっていないという実情がございます。こういった状況を踏まえて、全国の自治体で施策の推進ができるようにしていくことが必要です。若年被害女性等支援事業が既に実施され、若年者を対象とした民間団体が多数活発に活動されて、早期発見や居場所提供などの事業が提供されている一部の地域を基準として基本方針の構成や内容が示された場合には、その他多くの自治体においては基本計画を作成することが困難となりますので、ご配慮いただきたいと思ひます。

それから2点目としまして、基本方針の策定にあたってはご本人の意思の尊重というのが重要と考えていますが、今回のこの論点の文章の中で、支援にあたって本人の意思や同意が必要であるという基本的な視点が欠けているのではないかと、と思われる点が見られますので、表現等の再点検をしていただきたいと思ひます。

3点目が支援対象となる女性でございますが、売防法との関係もあり、追及リスクの有無についてです。センターや施設においては、DV被害者など、加害者からの追及の危険を抱える利用者が現在多数を占めておまして、施設そのものを秘匿とするなど利用女性の安心安全を最優先にした運営を行っております。すべての支援対象者の安全を確保しながら、必要以上に行動制限もしない適切な支援を行っていくためには、今後の施設の在り方や、民間団体との連携等も含めた棲み分けについて検討することが課題であると考えております。また、追及のリスクは、DV被害者に限られたものでもございませぬので、困難女性全般についてどのような支援が必要かを判断する指針が必要であると考えます。

次に年齢についてですが、今回の基本方針では全ての女性を対象として支援の方向性を示すべきものと考えておりますが、論点の中には若年女性等の記述が随所に見られ、視点に偏りが感じられます。若年女性の支援が必要であるということは当然ですが、偏りなく全ての年代の女性が支援の対象となるということが、明確に伝わるような基本方針としていただきたいと思ひます。

4点目としまして、市町村の女性相談支援の役割の重視についてです。地域で生活をされている困難女性を長期的に支援していくのは、都道府県の女性相談支援センターではなく、様々な施策や制度を持つ市町村です。また、都道府県に1か所しかないセンターが、県域全体の女性への個別支援を継続的に行っていくことは現実的でもありません。論点において

は、市町村の女性相談支援員の役割に関する認識が、やや欠落しているのではないかと思われる箇所もありますので、女性相談支援員の配置の必要性への言及と共に、市町村の役割の重要性を十分踏まえた基本方針としていただきたいと思います。

○戒能座長

加えて個人情報の問題など変重要なポイントをペーパーにはお書きくださっていますが、また後ほどご発言くださいませ。

○高岸構成員

はい。また続きで発言させていただきます。

○戒能座長

橘構成員にお願いできますでしょうか。

○橘構成員

皆さんの意見を聞きながら本当に必要だと思っておりました。私からは一点ほどあります。基本方針についての議論の論点というところで、一時保護のところについてです。体調を崩して仕事も家も失ってしまった女性から相談を受けているのですが、シェルターで受け入れ、区の女性相談に同行した事例がありました。婦人相談施設の見学入所を希望していたため、女性相談センターには入所せず、婦人保護施設に直接行けるように手配してもらったのですが、その調整期間中に施設でコロナに感染してしまった方が出たりしたために延期されて、次の施設に行けるのがいつになるのかもわからないまま、ただ不安になりながら待っているという状況になっているという子がいました。ご本人はやっと相談できて私たちに繋がって、お話を聞いて、いろいろな可能性も含めて相談に行ってみようということと相談に行って、すぐにはご判断できなかったのも、またこちらに戻ってきて、ご本人も納得された上で待っているという状況です。所持金もないので、児童相談所の委託のように、医療費を出してもらえれば、私たちの所にいる間に受診することができます。こういった一時保護は民間団体でも対応できるようになれば良いと思います。以上です。

○戒能議長

一時保護機能の問題ですね。先ほどの近藤さんのご意見にも共通していると思います。続いて、仁藤構成員にお願いできますでしょうか。

○仁藤構成員

私はペーパーを出してるのでそちらをご覧くださいながら、聞いていただければと思います。まず支援の内容でアウトリーチのところの4つ目の●は重要なので必ず入れていた

だきたいと思います。アウトリーチについては、行政機関にたどり着くことが困難である、または行政機関に対し否定的な感情がある支援対象者の早期発見に有効かつ重要である、という認識を全国の行政が共有することが大事ですので、アフターケアの居宅訪問などと同一に扱わないようにすることが大切だと思います。このことについては、2019年の新法の検討会でも議論されてきたことで、重要で新たな視点なので、これまでの公的機関の支援の在り方と混同されないように、アウトリーチの意義を盛り込む必要があると思います。出合いに行くためのアウトリーチではなく、すでに出会っている人に在宅で訪問するというのはむしろ相談や生活支援に相当すると思うので、混同してしまい、新法が実行性のないものになってしまうということを危惧しています。これまで公的機関に繋がることができずにいた若年女性の困難の特殊性についてようやく国も理解し、アウトリーチの必要性を踏まえた施策が始まろうとしているので、それを無視する計画にならないようにしていただきたいです。こうしたアウトリーチは民間だけが担う必要はなくて、女性相談員の方たちもまだ繋がれてない女性に SNS などを通して出合いに行くという取り組みをしていただいても良いと思います。

中高年の女性向けのアウトリーチの必要性についてお話がありましたが、例えば市民の方が行っている女性による女性のための相談会では、中高年の方も多く相談に来られてきていて、その声かけは広報や街中で行っています。どこにいるかを探し、その人たちが出てきやすいところで開催するというのが、この女性支援におけるアウトリーチであり、今まで行われてきた訪問支援とは違うので、明確に切り分ける必要があると考えています。また、ICT を使ったアウトリーチを行う際にも単なる宣伝や広報にならないように、ホームページのアクセス数などを成果としないように注意すべきだと思います。(2) 居場所の提供の1つ目の●も大事なのでぜひ入れていただきたいですし、2つ目の●は公的機関に繋いだ後に面会や連携ができなくなってしまうことを防ぐために、全国で共通認識を持つことが必要だと思います。民間団体だけではなく、弁護士なども支援調整会議などに同席するなどして、継続性を保つべきとすると良いと思いました。

相談支援のところの3つめの●は、行政に繋がれない女性に民間が繋がって支援しているのであって、行政に繋がった女性を、行政から民間に依頼するというのは本末転倒だと思います。「民間団体に初期段階の支援を依頼し」は必ず削除してほしいと強くお願いしたいと思います。また、SNS での相談についても、あくまでも具体的な支援に繋ぐための入り口であって、SNS 相談が目的化しないようにすべきだと考えています。SNS 相談だけを広めても、実際の支援としては機能せず、その女性の生活状況を変えるところまで至らないという現状が多くあるので、注意してもらいたいです。

一時保護のところの一つ目の●は、性搾取について入っていないので、6番目の●のところ例えば心理的虐待や性搾取などに入れていただくと良いかと思いました。また未成年の女性が保護されにくい状況があると思うので、入れてもらいたいです。

2つ目の●のところは、「ニーズに合った選択肢を用意する責任と、個室を基本とする」

ということを明記して、予算をつけるべきだと思います。

3つ目の●ところは、深夜に限らず、民間団体に限らず、女性自立支援施設などの一時保護施設においても緊急的な対応ができるようにして、入所決定してから保護するのではなく、北海道モデルのように保護した後に追認できるように明記するべきだと思います。

4つ目も委託先だけに頼るのではなく、公的機関が一時保護所を減らして支援を行うことが重要であると思うので、委託先に限らない書き方に変えていただきたいです。

5つ目も各県の協議に委ねず、国においても方法を例示してほしいと思いました。例えば17歳の女性について、児童相談所が自分たちでは見ないから若年被害女性支援事業でお願いしますと言って支援を打ち切ったというケースがあります。女性相談に見相が押し付ける形にならないように、例えばその見相年齢の場合は、親権の問題については見相が対応するという国が明記する必要があるかと思います。また、県を越えての連携も必要です。児童の場合は埼玉に住所があれば本人が東京にいても埼玉の見相の管轄となりますから、国の指針が必要だと思います。

6つ目も、未成年の女性を見相が保護するという書き方だと、婦人保護施設への一時保護委託や若年事業を使わない理由にされてしまう可能性があるため、女性支援を未成年でも活用できることを明記すべきだと思います。特に、性搾取の被害に遭うなどした女性は、見相年齢でも児童福祉で受け皿がない状況にあります。必ず変えてほしいと強く要求します。

12個目の●は、通学に限らず、仕事やアルバイトに行けるように、同伴児童についても対象にしてもらいたいです。

「(6) 若年女性等に対する生活の場を共にすることによる支援」は、若年女性に限らないと思うので、書き方を変えた方が良いかと思います。

最後に、支援の体制のところの3機関の連携体制の一つ目の●で、女性自立支援施設の入所に一時保護は必須ではないとしたところがとても重要だと思います。さらに施設に直接相談、見学、体験宿泊などを通じて利用しやすい状況を整備したり、DVからの避難だけではなく、居所なしや妊婦の女性が広域利用できるように明記してほしいです。以上です。

#### ○戒能座長

それでは続いて横田構成員にお願いできますでしょうか。

#### ○横田構成員

支援の内容について、ご提示いただいた早期発見・アウトリーチのことでございますけれども、若年女子が主体になっていますが、女性自立支援施設としては年齢にかかわらず、居場所がなく困難な問題を抱えた女性たちが施設を利用できるような状況を整えるべきと思っています。

また女性自立支援施設としての機能を外部に開くという意味でも、相談施設が相談機能を持つことはできないだろうかということを思い、ペーパーを出させていただきました。人

員の配置や予算的な課題もありますが、相談機能を持つことで、女性自立支援施設が地域の中で開かれ、当事者が使いやすい場所になっていくことができるのではないかと考えています。

それから居場所の提供ですが、一晩泊まることができる機能を備えても良いのかもしれないと考えております。

一時保護については、①から⑧にかけて諸々のことが混在しているので、整理をしていく必要があると考えております。また、心の傷を深く負った方たちが、安全な施設にたどり着いたところで、きちんとしたメンタルケアをする必要があることについても書き込みたいと考えております。

それから4ページの「(5) 被害回復支援」です。生活の中で回復を促進する生活支援が被害回復支援にとっても重要であるということと、被害回復支援を通して様々な権利擁護や権利回復を生活の中で行っていくということにも触れてほしいと思います。

実は三重の施設長会が12月6日にありまして、施設長の方から広域利用つまり他県をまたがって利用したいという意見が出てまいりました。当事者の方がどこにいても安心と安全な場所を保証するために広域体制の整備に向けた連携の必要性を感じています。

また、全国で22カ所ある併設施設が、どのような支援形態をとっていくべきかが大きな課題となると思います。

#### ○戒能座長

最後になりますが、馬場構成員よりよろしく願いいたします。

#### ○馬場構成員

札幌市こども未来局の馬場です。私からも何点か感想めいた意見と、こういうふうに記載した方がいいのではないかと意見を合わせてお話しさせていただきます。

まず早期発見・アウトリーチの部分です。札幌市でも夜間にすすきのの周辺の夜回りを実施しておりますが、一人一人に声をかける際に、自信を持って、自分たちに何かあったら相談をしてほしいと伝えるためには、そのバックにきちんと「あなたが何か悩みを抱えていたり行き場所がなかったら、こういうところに繋がられるんだよ」という強い思いがなければ、難しいと感ずることがあります。声をかけて、「今晚泊まる場所がないです。私を助けてください」と言われた時に、それに応えられるかわからないとなると、二の足を踏んでしまうことが正直あります。それがもどかしいので、自信を持ってアウトリーチをするためには、繋ぎ先がきちんとあるということが大前提になると感じています。そういった官民連携を期待したいと考えておりました。

2ページの相談支援について。札幌市では若年被害女性支援事業の開始前に、高校生や20代の女性に対してアンケート調査を実施しました。自由記載欄には「ずっと10代の頃から私はお金に苦労しています」「奨学金の返済に苦労しています」「親の愛情が逆に重すぎる。

その期待に応えなければいけない、親に対して申し訳ない気持ちと、過度な期待を受けられていることが非常に辛い」「痴漢が怖くて通勤ができない」というような記述がありました。彼女たちが相談員に相談するかというと決してそんなことはなく、もっと身近にお話ができるような場所が必要と感じています。どの市町村においても若い人たちや女性に対しての相談窓口はあるかと思いますが、その認知度は非常に低いです。市町村は相談窓口の周知に努めるという旨の記載があった方が良いと思いました。

5 ページの(6)の若年女性の生活の場の支援については、若い女性であればあるほど住居や帰住先がないといった問題が多くあります。または生活スキルがまだそれほど備わっていない。孤独であると感じて不安定になってしまう。また食事も食べなかったり、逆に食べ過ぎてしまったりといったように、近すぎず、離れすぎずの見守りが必要な若い女性は、すごく多いと感じております。それを彼女たちのわがままだと捉えるのではなく、次に進むための必要なステップだと捉えることができるかどうか非常に重要です。国もしくは都道府縣市町村が研修などで広めていくことが重要ではないかと思っております。

#### ○戒能座長

皆様から大変重要な問題提起やご意見いただきましてありがとうございます。特に支援の内容のところでは、もう一度確認をするという記述が必要だ、というご意見も頂いたと思います。それから、基本理念や基本的な考え方に則した文言や記述の仕方などに留意していきたいと思っております。

あと10分ほどありますので、それぞれの構成員に対し、ご質問やご意見がございましたら、出していただけたらと思います。

1つは、これは2ページの(4)一時保護のところ、一時保護が必要と認められる場合として、性搾取とか未成年を付け加えるべきというご意見がございましたが、その他にもご意見があればいただきたいと思えます。

また3ページの最初の●なのですが、一時保護はしなければいけないのに、今までは適切にされてこなかったということ踏まえて、こういう点に留意すべきだということがあれば、ご意見をいただければと思います。

それから、複数の方が言及されました、北海道方式についてです。民間でも一時保護ができるような制度にしてほしいというご意見をあげていただきました。この辺りについて、ご意見をいただきたい。もちろん他の点でも結構です。高岸構成員と、仁藤構成員に続けてお願いします。

#### ○高岸構成員

一時保護の要件について、⑥のところ、居所がないために、帰宅もできないという理由として、心理的虐待などに限定をする必要性が特段感じられませんので、この修飾語自体が必要ないのではないかと考えております。

それから⑦のところ、「支援に関する方針を決めるにあたって一定の期間を要すると認められる」となっていますが、通常は支援の方針がすぐに決まるということではなく、日数を要します。保護するための要件が必要かどうかの判断の基準とならないため、削除が適切と考えます。

それから先ほど一時保護をすべきであるにも関わらず、一時保護がされにくい場合について、現場の実態としましては、一番大きい理由は、ご本人が入所を希望されないためです。意見書にも記載していますが、紹介させていただきますと、本人の同意が得られない場合、早急に医療が必要な場合、同一場所での保護が困難な人が既に入所されている場合、自傷他害の恐れが強い場合、施設設備的に対応が困難な場合などがあります。最後については、身体障害がある方ですとか、認知症や重度の知的障害があるなどで身辺自立が困難な方の場合が相当します。これらについては別紙資料の1番の4ページ目後半に載せております。

#### ○戒能座長

ご意見として伺います。続いて仁藤構成員にお願いします。

#### ○仁藤構成員

一時保護についてですが、高岸さんがおっしゃっていた心理的虐待について入れていただいたのは意図があつてかなと思い、そうだとすれば必要と思いました。例えば今殴られていないなら保護しないとといったことがキャパオーバーの自治体では起こりがちです。こうした事態を回避するために、心理的な虐待などについての明記は重要と思いました。

また本人が入所を希望しないということが一時保護に至らない理由で最も多いということ、2019年までの新法の検討会でもずっと言われてきたことでした。支援が機能しておらず、本人が選べる選択肢を支援側が提供できていないということであり、相談者の問題ではなく、支援体制の問題だと思います。例えば相部屋になるかもしれないし、その相手がどんな人かも分からない。スマホが使えない、パソコンが持ち込めない。だからお仕事や学校のレポートをやることができなくなってしまうという条件を了解しなければならないという状況こそが問題だと思います。だから相談者の生活状況やニーズに合った選択肢を用意する責任が支援する側にあるということを明記してもらいたいです。個室でなければ本人の生活や権利保障ができないと思います。以上です。

#### ○戒能座長

もうひとつぐらいご発言を短めをお願いいたします。横田さんをお願いいたします。

#### ○横田構成員

同伴児童について、一時保護に同伴されて来る子供たちは、男子は小学校6年生までと決められておりますけれども、これはあくまでも施設の受け入れ側の問題です。仮に家族単

位で保護できるような場所であれば一緒に入れるわけですので、この規定がこのままずっと続くのかどうか。例えば障害のあるお子さんもいらっしゃると思ったものですから、お話をさせていただきました。

○戒能座長

同伴児童についてこそ、各都道府県で大きく違うところですね。基本方針でいかに示すかも課題の一つだと思います。次に馬場構成員よりどうぞ。

○馬場構成員

質問というか、確認です。自傷他害の恐れがあるまたは自殺念慮やオーバードーズやリストカットの恐れがある人たちは、一時保護の受け入れが困難とのお話があったのですが、そういう人達は現状どうなっているのか。高岸構成員がわかれば教えていただければと思います。

○戒能座長

それでは、高岸構成員よりお話をください。

○高岸構成員

実際には、自傷行為のある方が入所される場合もありますが、例えばオーバードーズを繰り返された場合にはすぐに救急搬送等になります。そして一時保護所の方から医療機関への入院等の対応が行われ、その後は、市町村の方での対応になり、ご自宅に帰られたり、長期的に入院されたりといった対応が取られていると思います。

そういう方たちの受け入れをすべてお断りするということではありません。ただ自傷行為が激しく、医療が必要になるような程度にまで及ぶ場合もありますので、このような対応をさせていただいています。

○馬場構成員

ありがとうございました。婦人保護施設や婦人相談に限らず、生活保護の救護施設や母子生活支援施設でも起こり得る問題だと思いますので、そうした既存の制度からこぼれ落ちてしまう人が行きつくことができる場所が必要だと思いました。

○戒能座長

大切なご指摘だと思います。それではこれから 10 分間の休憩に入ります。3 時 12 分に再開いたします。

○戒能座長

それでは3時12分になりましたので、再開いたします。お戻りいただけますでしょうか。これから4時までという大変短い時間ですが、8ページの「7. 支援調整会議」、「8. 教育・啓発」、「9. 人材育成」、「10. 調査研究等の推進」、「11. 基本方針の見直し」に加えて、11から13ページの基本計画についてご意見を伺いたいと思います。

お一人3分をお願いいたします。それから大谷さんが到着しました。大谷さんについては5分をお願いいたします。それでは堀構成員からお願いいたします。

#### ○堀構成員

9ページのところ、支援調整会議の続きの③のところですが、支援のプロセスというところで整理して頂いて「支援方針の決定やアセスメントなどについて協議し」と、ソーシャルワークのプロセスが逆になっておりますので、全体を通してもう一度整理していただきたいと思います。

9ページの「8. 教育・啓発」のところですが、3行目で、「支援を求めて良いという意識の涵養」とありますが、非常に上からの目線を感じられる文言ですので、先ほど戒能座長がおっしゃったように基本方針の理念を踏まえた文言に修正していただければと思います。

それから「9. 人材育成」のところ、前回の新保先生のヒアリングにあった、生活困窮者支援制度において実施されている、関係者全員がその理念を実現するための理念や基本姿勢を共有できるような、国の責任で実施する研修を検討していただけないかと思います。

10ページの「10. 調査研究等の推進」で、今まで実態調査のようなものが定期的に行われていませんので、2行目の「支援内容に関する実態調査を行う」にぜひ定期的、継続的という言葉を入れていただければと思います。

それから、「11. 基本方針の見直し」ですが、一つ目の●の「基本方針策定後の全国の施行状況については、女性相談支援センター、女性相談支援員（都道府県・市町村）、女性自立支援施設それぞれの全国団体を中心に」とありますが、法律の理念から考えますと、民間団体を加えて協議していくことが必要だと思いますので、民間団体を加えていただけたらと思います。以上です。

#### ○戒能座長

続いて村木構成員どうぞ。

#### ○村木構成員

最初に「支援調整会議」のところで、今もいろいろな会議が乱立していて、例えば要対協、DV法、障害者、生困など乱立している中でまた会議を増やすのかという意見が出てきます。この際に思い切って、同じような参加メンバーになる時は包括的に連携し、全部まとめて代表者会議をやってしまう。ケース会議はケースごとに行うが、そのケースだって、一人の女性支援の対象であると同時に、例えば障害、生活苦、引きこもりなどがあり得るわけですか

ら、それらを合わせて当事者を中心に置いた会議ができないかと考えています。

それから「9. 人材育成」のところですが、理念を共有するということと、特に公的機関と民間団体が一つの場で経験交流をしていく全国の間あるいは地域的な場の創設を国の責任でできないか。先ほど生活困窮者の事例が出ていましたけれども、全国経験交流会は年1回開催されています。また地域生活定着支援センターという刑務所出所者の支援をする全国組織でも国が責任を持って研修を全国組織に委託して行っている事例があるので、国が基本的な研修の責任を持つというのがスタンダードになっていると思います。

それから調査研究等の推進のところ、実態調査をきちんと行い、自治体ごとに事業の結果を公表して、透明性を確保することが必要だと思います。また、「基本方針の見直し」のプラットフォームに民間団体を加えるというのも全く堀さんと同じ意見です。このプラットフォームと、全国での意見交流や経験交流は重ねてできると思います。

最後に「基本方針の見直し」も含めて、全体的に民間団体との連携と協働が入り混じっていますが、できるだけ法の趣旨である一緒になって協働するという文言で統一していただければと思います。以上です。

#### ○戒能座長

続きまして赤池構成員をお願いします。

#### ○赤池構成員

8 ページの支援調整会議について。3つ目の●にある支援調整会議の目的についてですが、本人の状況や意向等に照らして適切かどうかを様々な視点から検討し協議するとありますが、主体は当事者であり、本人の状況や意向に合わせたより良い支援の選択肢を提供し、本人が自ら選択する、としてはいかがでしょうか。

次に支援調整会議の運営について、要保護児童対策地域協議会のレベルを求めた関係機関の会議を想定してるのであれば、要対協では3つの会議体があり、どの会議にも当事者は入っていません。実務者レベルの会議では、事務局が進捗管理を行い、関わっている機関が近況について報告し、情報共有を行い、支援の方向性の共有を行っています。今回の新法の基本理念が扱う個人の自己決定や尊重の観点から、正当性に少し疑問があると感じます。目的や役割、開催の頻度や対象、所管する事務の範囲や広域的なケースの主催者についても明示すると共に、一時保護中の相談者に対する会議なのか、日々支援を必要とする窓口に来所した全てのケースを対象とするのか、全体的な事業の共有の場なのか、ケース会議のような位置付けか、階層別なのか、放縦を招かないよう明確にしていきたいと思います。個別ケース会議は必要に応じてタイムリーに行われている現状もあります。地域の女性支援のネットワークを作るための会議にするなど検討いただきたいと思います。一方で、施設利用をしている対象女性に対して支援調整会議を行うことは必要と考えます。市町村の相談業務内での調整会議や新プラン策定は女性支援の臨機応変な対応を要する現場では困難であり、

女性相談支援員の現行の人数や体制では、日常業務の中で支援プランを策定するような時間を捻出するのは難しいのが現状です。

また、刑法第 23 条で定める構成員の守秘義務違反についてですが、1 年間の懲役または 50 万円以下の罰金というのは、どの機関がどのような方法で管理できるのかが不明であるため、明確に示していただきたいと考えます。

9 ページの「人材育成」について。女性支援の職場に良い人材を求めるためには、働く魅力と安定した環境、つまり使命感と熱意を持って働く女性支援の仕事が賃金や社会的評価に裏打ちされる必要があります。女性相談支援については、女性支援の専門職としての人材養成も含め、社会福祉の資格を有する者または社会福祉主事や児童福祉司のように一定の研修を行い、履修することにより、認定制度化をする旨を記載してはいかがでしょうか。

調査研究等の推進については、婦人相談員や相談支援指針に変わる新たな指針の作成にあたり、オープンな場において女性相談支援員の声を十分に汲み取るとともに、女性相談支援員の業務が進めやすい内容となるよう強く要望します。次回の審議会までといった短期間での修正は難しいと考えるため、ワーキング等を開催し、新法に基づく修正を行っていくことを記載していただきたいと思います。

○戒能座長

指針についてはまた議論する機会があると思います。それでは次に大谷構成員お願いします。5 分間をお使ください。

○大谷構成員

ここの部分に関しては意見を出してないので後でいいです。

○戒能座長

では「5. 支援の内容」と「6. 支援体制」はあらかじめ文書で出していらっしゃいますから、そのポイントだけお話ししてください。

○大谷構成員

「5. 支援の内容」と「6. 支援体制」に関してはざっと書きました。対象者のところで、性的搾取の被害者や AV 被害者はどこに入るんだろうと。それも含めて⑧⑨なのか。省令も出ているので、骨子案に書くのか。わかるように書いてほしい。それから大きなくくりとすると未成年を含むということを明示してほしい。

一時保護については女性センターを経由しないといけないような取扱いになっているが、いわゆる要保護女子かどうかを含めた判定業務のあり方の問題なのではと思います。今回の法改正でこの判定業務に関してどう取り組まれるかが見えてこない。今までなぜ硬直化してきたかという、有用ではあるかもしれないが上から目線の、婦人保護の実施の細則を

定めていた婦人保護実施要領は、要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のため必要があると思われる場合には、ア医学的判定、イ心理的判定、ウ職能的判定、をセンターがやるべきとなっていたからです。きちんと見直して、この新法に合うような形で使っていただきたい。

支援新法の9条3項3号では、女性の心身の健康の回復を図るための医学的また心理学的な援助その他必要な援助を行うようになっており、援助としてなされるのはいいが、何か上から目線で押し付け的なものはあってはならない。

もう一つ気になるのが、次の支援対象者が抱える問題及びその背景、心身の状況を把握した上で最適な支援をするというのが女性センターの役割とされているが、この最適な支援を図るための判定業務がセンターにあるとなると本末転倒なので、この見直しをしていただきたいと思います。本法の立場からしたら、尊厳の保護と女性の自己決定権を生かすためには、判定的な業務はセンターになくてもいいと思います。

例えば、民間で支援の必要ありとして保護し始めたら、支援の必要性がわかっているにも関わらず、センターの判定事業を通過しなければ保護施設に入れないというのはおかしい。センター業務と婦人保護施設への入所の硬直化現象を鑑みると、判定的な要素の見直しをきちんと行ってもらいたいと思います。

要因をきちんと把握しないと同じ過ちを犯してしまうと思うので、「これは増やします」「これはやめました」といったことがわかる形で骨子から政省令にまとめてもらいたいと思います。また思いつく限りの意見を出しましたので、これらをどこかに入れていただきたいと思います。以上です。

#### ○戒能座長

前日も大谷構成員や他の構成員から、これまでの経緯や、なぜ新法が必要なのか、売防法を根拠とした場合にどういう問題点があったのかを最初にきちんと書き入れていくべきというご意見がありました。実施要領はもう廃止と明らかにするのも大事なことだと思います。それでは続いて近藤構成員にお願いします。

#### ○近藤構成員

支援調整会議のあり方について、当事者参画のケース検討を土台にして、必要なレベルの会議を誰からでも招集でき、誰が集まってやっていくのかを明文化してほしいと思います。札幌市では1997年にそういった関係機関会議やワーキングチームという制度を作りました。ある若い女性のケースでは、望まない妊娠をし、シェルターに保護され、中絶の期間を超えてしまって出産したいということで生活保護を受けて地域で出産し、自立するまでの経過で、何度も何度もケース会議が必要な団体が集まっています。当事者と繋がったホットライン、シェルター、性暴力被害者のワンストップセンター、産婦人科、育児支援団体、児童相談所、乳児院、精神科、児童福祉部局などがその都度集まって必要な支援を行い、2年

が経過しました。私はこれが女性自立支援法の協働連携と支援調整会議の役割ではないかと思えます。あくまで当事者を中心としたケース検討において、関わる支援団体がいつでも必要に応じて招集できて、支援調整会議として動いていくのが良いと思えます。

それから調査研究のところで、全国シェルターネットからも調査をしてほしいと別紙で出していますが、主に DV 被害者のデータ分析についてです。婦人保護事業の基礎資料を見ますと、公的な支援機関で一時保護された方の保護後の主な状況としては、帰宅や帰郷、実家、友人・知人宅に帰ったというケースが 33.9%で 3 割を超えます。次に多いのが婦人保護施設、母子生活支援施設、その他の社会福祉施設に繋がったのが 32.9%。婦人相談所を経て自立したのは 13.2%しかない。民間の支援団体などではその後のアフターフォローも含めて 9 割が地域自立しています。調査研究では、困難を抱えた女性たちの支援ニーズがどこにあり、どのような団体でどういう支援を受けたか、そして今どういう課題があるのかについてわかりやすく示す調査が継続的に必要だと思いますし、事業計画が当事者女性や社会にわかりやすく見えるように、調査研究と政策評価に取り組む必要があると思えます。これもワーキングチームなり検討会議を作って具体的な手続きを始めたらどうでしょうか。

それから基本方針の見直しは、3 年を待たずに、具体的に当事者が不服の苦情処理を申し立てられるような仕組みをすぐに準備すべきだと思います。当事者のために作られた法律ですから、当事者の権利擁護や権利回復のためにきちんと動いていくことが何よりも必要で、3 年も待つというのはどうかなと思います。基本方針の中でも、これにはすぐ着手すると書いていただけたらと思います。以上です。

#### ○戒能座長

交付後 3 年を目標として検討と法律には規定されておりますが、少し早めるべきだということですね。それでは続きまして高岸構成員をお願いします。

#### ○高岸構成員

12 日付で出した意見の続きを個人情報のところも含めてご説明したいと思います。論点の中で、個人情報の提供共有が繰り返し出ておりまして、民間団体を含む個人情報の共有に関する記載が見られますが、各自治体においては、個人情報保護条例によって法に定めがある場合を除き、個人情報は本人から収集することが原則となっています。新法の 15 条では、支援調整会議における情報共有が規定されておりますが、支援調整会議が開かれる前あるいは支援調整会議を開かない女性に関する情報共有についての規定はありません。情報共有をする根拠や本人同意の有無など、個人情報の取扱いに関し、何らかの形で基本方針において明示していただくことが必要ではないかと思えます。

それから「基本方針とガイドラインの棲み分け」についてです。基本方針は国、都道府県、市町村、法人等の団体の役割と推進すべき施策や事業の内容等について考え方や方向性を示すもので、都道府県や市町村はこれを踏まえて基本計画を作成することになっています。

一方で、事業実施の詳細や具体的な進め方や手順等については、通常はガイドライン等に沿ってとなるので、基本方針とガイドラインでは、それぞれ位置付けや役割が異なります。今回の論点の記述の中には、事業の詳細に及んでいる部分があり、社会資源の状況が違えば各自治体においてその通りに実施することが難しい部分もありますので、細かい点については、ガイドラインにおいて規定していただくのが適当ではないかと思えます。

それから12月5日付で提出した資料の最後のページの方に支援調整会議以降の部分についての意見を載せております。まず支援調整会議については、その必要性や目的を明確にした上で、誰が設置するのか、構成員、構成機関、各自治体で設置している要対協との関係や、特定妊婦など両方に関わるケースの取扱いをどうするか、また守秘義務等について定めたガイドラインが必要ではないかと思っております。また、若年の女性の場合には都道府県間を広域的に移動するケースが多く、その場合の都道府県間の情報の取扱いについても考えを示していただきたいと思えます。

最後に、共通の指標の設定と公表について、各都道府県の進捗状況の的確な把握のために、国において共通のアウトカム指標を策定していただき、例えば女性相談支援員配置市区町村の割合などを取りまとめた上で公表することを盛り込んでいただきたいと思えます。また、市町村の取り組みも重要ですので、市町村の計画の策定や相談員の配置、支援調整会議の開催状況などについても、毎年度に公表するなどの仕組みがあると良いのではないかと考えます。

一点追加したいのですが、調査研究等の推進で、性暴力等の被害からの回復支援が女性支援の重要な課題となっておりますが、有効な回復支援プログラムが確立されているということでもないと思えますので、調査研究や専門的な支援を担う人材の教育研修プログラムの策定などを国が中心となって推進することについてぜひ盛り込んでいただけたらと思えます。よろしくお願いいたします。

#### ○戒能座長

基本政策の部分で言及していただきました。続いて橘構成員にお願いします。

#### ○橘構成員

7. 支援調整会議の二つ目の●のところになります。幅広い方を構成員とすることが望ましいとなっておりますけれども、とりわけ若年女性においては、18歳になると児童相談所の支援を外れることになり、引き続き支援を必要としていても、支援機関同士の連携が取れていないために支援がぶつ切りになってしまうケースが多発しているため、児童相談所を構成員に記載してもらおうなどして、児童福祉との連携もスムーズにしていけると良いと思えます。

さらに8. 教育・啓発、9. 人材育成、10. 調査研究等の推進について、昨年度に行った困難な問題を抱える若年女性支援セミナーや、困難な問題を抱える若年女性の包括的な支

援に関する調査研究、困難な問題を抱える若年女性に対する支援スタートアップマニュアルなどありました。民間支援団体との連携により、問題が顕在化されたケースも出てきます。相談者とのコミュニケーションが取りづらかったとか、支援のための必要な情報を得ることが難しかったなどです。18歳以上の困難な問題を抱える女性の支援対応について、今後改善すべき点や実施すべきことがいろいろ出ていたと思います。シェルターなどの居場所として使える資源の確保や事例ノウハウの共有などもあがっていたと思います。昨年度行った事業については、今後も何らかの形で継続してやっていければ良いと思います。また新たにというよりは、今までやってきたものの継続も視野に入れてほしいと思います。よろしくをお願いします。

#### ○戒能座長

昨年度の事業では調査もしました。そうした調査結果を生かしながら、やりっぱなしがないようにしたいと思います。次に仁藤構成員よりお願いします。

#### ○仁藤構成員

橘さんがおっしゃっていたように、支援調整会議に兎相を明記した方が良いと思います。また会議の内容について、例えば若年被害女性支援事業の要綱に当てはまる会議として認められると、その様々な会議が議事録の開示対象になるため、東京都の事業では会議や意見交換会において具体的なケースについて話ができず、意義のある会議が開催できなくなっています。会議が形骸化してしまいますし、村木さんが指摘されたように同じようなメンバーで同じことを共有するだけの会議になってしまいがちです。ケース会議に限らず、保護している女性やその関係者の個人情報だけでなく、関わっている自治体にも影響を与え、支援対象者の居住地の特定などにも繋がる危険があります。また会議の参加者や、女性自立支援施設や民間のシェルターの運営体制についても、複数の情報を繋げることによって特定できる可能性があるものについては非開示にして守れるような指針がほしいと思います。

また、8. 教育・啓発のところでは、性暴力や性搾取の加害防止のための教育や啓発を行うべきだと考えています。何が性暴力なのか、性搾取なのか、被害者の側だけにアプローチするだけではなく、加害をしないための教育が必要だと思います。また人材育成の3つ目のところには、子ども福祉や生活保護などの部署が女性支援に関わると。「女性支援に関連する部局間における理解を促進する必要がある」と書き方を変えるべきではないかと思っています。4つ目の●も重要なのでぜひ入れていただければと思います。

10. 調査研究等の推進のところでは、性搾取の被害者を生み出さないために、買春者の実態調査や買春や性搾取に対する意識調査、性売買業者の実質調査など、加害者側についても調査を行って対策をしていくべきと明記してほしいと思います。

11. 基本方針の見直しの基本方針の見直しの一つ目と二つ目の●も重要ですが、その下の計画策定に向けた手続きの(2)男女共同参画計画と一体のものとして策定することができ

るという部分も気になっています。新法は女性であることに起因する困難を抱える女性に対する支援に関するものだと思うので、一体とせず、各計画とも関連を示すように変えていただきたいと思いました。

あとは大谷さんが先ほどおっしゃった「判定」という上から目線の問題ですが、戒能さんのご説明にあった通り、これまでの経緯を計画の中でも説明するという前提が共有できれば大丈夫かなと思いました。また基本計画では、判定やセンターの判断を経ずとも保護が可能ということがよりわかると良いと思いました。

心理的な支援は必要ですが、センターで心理判定を経ないといけないというのはおかしいと思います。現状では、センターに入所していなくとも、本人が自身の特性を理解するために必要な場合があります。一時利用のあり方が多様になる中で、センターに保護されていない人でもそういった支援が利用できれば良いと思います。

最後に個人情報の取り扱いについては高岸さんからもご意見ありましたが、民間団体も児相や女性相談との情報共有は必要ですが、本人も見ることがないような児童表や心理判定といったデータをそのまま民間団体に渡すという必要はないと思います。本人が中心となって、どうやって同意を取るか。支援の必要に応じて、必要な範囲で共有することが重要です。心理判定を行っても本人が全く見ることができないとか、知能検査の結果を本人に伝えないということが現場では発生していますが、それもおかしいと思います。本人にも伝えて、本人も自身の特性を理解できるように説明を受けたりすることが大事ということを確認したいと思います。

#### ○戒能座長

続いて横田構成員をお願いします。

#### ○横田構成員

まず6. 支援の体制について、3機関の連携体制ですけれども、民営の施設長会議16団体から意見が上がってまいりました。

- ・新法で、三者とあるが、本当にできるのか不安がある。
- ・協力してもらいたいところが協力してもらえないのが現状である。
- ・相談所が入所を断る。相談所との対等な関係は難しい。
- ・相談員に施設のことを知ってもらう必要がある。
- ・相談者の立場から施設の利用に繋げようとしたが繋がらない。
- ・女相の下部組織になっている感じがする。

関係性についての批判や不安があがってきました。もちろん民間も含めてですが、まずはきっちり連携体制の強化を行動化していかなければいけないと思っています。非常に重要

なことだと思しますので、よろしくお願ひいたします。

8 ページの(4)配偶者暴力防止法に基づく施策との関係性については、2つの機能を備えている私たちの施設のことを踏まえて、ぜひ考えていただきたいと思ひます。

支援調整会議についても、できれば要対協をモデルにするのが良いというのと同時に、個別のケース会議と、都道府県レベルや市町村レベルの支援調整会議が必要であり、いろいろな関係者が参加していくことが重要だと思ひます。

9 ページの人材育成についてですが、「職員の専門的な知識の就職、それから資質の向上を図る旨」ということで、全くその通りです。困難な問題を抱える女性たちは大変複雑で多岐に渡る問題を抱えています。さらに個別的でもあるため、個々の状況に見合った支援が求められています。特に先進医療的な問題や暴力被害などの問題を抱えている対象者には専門的なスキルが必要であり、研修なくして支援に繋がれないと思ひます。人材育成は対象者の権利侵害への対応であるということに記載していただきたいと思ひます。

調査研究等の推進についても、特に性的な被害等については実態を明らかにして、指針を出すこともぜひお願ひしたいと思ひます。

「基本方針の見直し」についても、実践の場から振り返りをし、それを共有するということを考えますと、できるだけ早い期間に見直しができるれば良いと思ひます。以上です。

#### ○戒能座長

それでは最後になりますが、馬場構成員にお願ひします。

#### ○馬場構成員

私からは11ページ以降の都道府県および市町村が策定する基本方針の指針となるべき基本的な事項について意見させていただけたらと思ひます。

都道府県や市町村の職員の皆様も十分わかってらっしゃるかと思ひますが、計画を作るのは本当に大変です。調査から始まって、目標をどうするかを踏まえて実施計画のようなものを作る。年単位の時間をかけて策定します。その内容については、全体をカバーするので、ぼんやりとした記載になることが多いです。結局何をすればいいのか見えない内容になりがちですが、それを防ぐために、12ページの3.基本計画に盛り込むべき施策の(2)に「市町村において今後実施する困難を抱える女性の支援内容に関する事項を記載する」とありますが、これ以外にも、目指す姿として、行政と民間が取り組むことをわかりやすく記載する工夫が必要と思ひました。

民間団体と連携協働してやっていきますという言葉だけで終わってしまわないように、具体的に何を指すのかを書くように努力する必要があります。各市町村の規模がそれぞれ違うので全ての市町村を対象とするのは難しいとは思ひますが、せめて中核市や政令指定都市に関しては明記するのが良いと思ひます。行政は何をして、民間団体は何をして、アウトリーチではこう、相談支援ではこう、とそれぞれの項目に応じて目指す姿を記載できれ

ば、より実効性のある内容になると感じています。以上です。

#### ○戒能座長

基本計画のところで大きな点は、都道府県と市区町村を分ける必要があると。都道府県は重要な役割を持っているけれども、市区町も身近な自治体である。生活再建の場でもあるし、児童福祉なども密接な関連を持っています。一部を除いて、それらの市区町が何をやったらいいいのか皆目分からない状況もあるかもしれないと思いますので、皆様のご意見をまたペーパーで出していただけたらありがたいと思います。

あとは基本方針ですが、情報の扱いをどうするか。女性支援独自の問題があります。特に民間団体や支援を求める女性の個人情報はどう扱っていくのか。会議体の問題も含めて、もう少し整理したい。8.の前ほどに独立の項目を設け、情報について明示した方が良いのではないかと思います。それについても構成員の方からペーパーで事務局宛にご意見をお寄せいただけたらと思います。

ほかにどうしてもご発言になりたいあるいは質問したい方はいらっしゃいますか。また最後に意見交換の場を設けたいと思います。

次の大きな議事ですが、資料としては資料2と資料3です。女性相談支援センターに関する政令についてのご意見をまず高岸構成員から伺い、女性自立支援施設の設備および運営に関する基準案について全婦連の横田構成員からご意見を伺いたいと思います。その上で、皆様からご意見をまた3分ずつでよろしく願います。それでは高岸構成員からどうぞよろしく願います。

#### ○高岸構成員

「困難な問題を抱える女性支援に関する法律施行規則」における一時保護の要件について規定しているものについてです。六で、「女性相談支援センターが支援に関する方針を決定するにあたり一定の期間を要すると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合」とありますが、まず一時保護中の女性の支援の方針を決定するのが女性相談支援センターであるという前提で記載があると思われましても、これについては入所中の方で一時保護入所中の方であっても、実際には地域のいろいろなサービスを所管する市町村の女性相談支援員が支援方針を決定するというのが多くの自治体で行われているので、実態とそぐわない内容となっています。また、一定の期間を要するのは、全ての方に共通します。この項目は一時保護の要件を示す内容になっていないため、削除していただく必要があると思います。

それから七の「心身の健康の回復を図るために保護することが必要」ということですが、これも内容が曖昧なため、基準とならないと思います。また、健康の回復が主目的となる場合、医療職が常駐していない保護所での対応は困難ですので、これについても削除をしていただければと思います。

それからセンターに関する政令につきましては、いろいろな資格ができる前に定められたと思われる相談援助の職種の規定が記載されていますが、現在では社会福祉士や精神保健福祉士等の国家資格がございますので、社会福祉主事だけではなく、相談員の国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士と、準ずるものを要件に追加して、同等の知識を身につける研修受講等も要件として加えることが適当ではないかと思っております。以上です。

○戒能座長

政令についてはその点だけでよろしいですか。削除だけでなく、こういう項目や内容を付け加えるべきだということはありませんか。

○高岸構成員

八で緊急性を要する内容の多くが規定されていますので、問題ないかと思います。

○戒能座長

省令の方ということですね。もし何かありましたら後ほどご発言ください。それでは女性自立支援施設の設置運営基準について、どうぞ横田構成員よりご発言ください。

○横田構成員

政令のところで、一言申し上げたいと思いますが、「女性相談支援センターに関する政令について」の女性センター所長の資格要件について、所長は資格だけでなく、任期も考慮いただきたいと思います。概ね2年で所長が異動になり、なかなか継続的な関係性の構築ができないということがありました。それから女性センターにおいでになる方の前歴ですが、女性支援とは全く関係ない、例えば水道局から異動してきた方もいました。資格要件についてはご考慮いただきたいと思います。

それでは、最低基準についてお話させていただきます。省令に書かれている「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」はほとんど全て書き直しが必要だと思います。問題点として、売春防止法による当時のものがずっと長い間現存してきました。大きな改革が必要だと思います。第2条の基準方針についても全文を見直したいと思います。安全計画の策定等も、第6条に指導という表現が使われています。苦情への対応でも、第7条2での婦人相談所からの指導・助言という言葉が生きています。それから第8条では、職員が入所者を指導する立場に立たされておりました。

また、所長の資格要件で、第9条に「施設長は運営する能力と熱意を有するもの」と書いてありますが、1～3の全てで書き直しが必要だと思います。施設長に求められるものは、女性支援の専門性です。特に被害回復からの専門性を必要とされていることを示していきたい。

それから居室の入所人員ですけれども、第11条で検討して欲しいのは、現在施設の中に

職員の休憩室や、国の予算で施設ごとにコロナの隔離室を作っていると思いますけれども、その辺が十分に考慮されていない。それから第2条ですけれど、「原則として4人以下とする」となっていますが、現状、これは不可能だと思いますので、個室化対応を原則とするように書き直していただきたいと思います。例えば、二人部屋を一人部屋にして使っている施設が多いですが、一人部屋にしたものを二人部屋に戻すのはとても大変なことです。個室化対応をぜひ原則としてほしいと思います。

第13条の自立の支援ですが、これも売防法からの脱却のために見直しを図っていただきたい。表現だけの問題ではなく、売防法による管理的な生活支援や自立支援が現存しています。当事者を真ん中に置き、個々のニーズに見合った支援を当事者ととも考えていくべきです。第13条の1に「就労及び生活に関する指導」、2についても指導・援助といった言葉を使っていますが、これもおかしいと思います。3では、「起床、就寝、食事、入浴、日常生活」が規定に基づくとして、これら全て規定があります。こうした規定を定める必要があるのだろうか。最低基準に関しては全て書き直していただきたい思います。以上です。

○戒能座長

事務局にご質問いいでしょうか。12月26日にガイドライン指針等の改正に向けた意見の聴取がありますが、今日の政令や省令はこの範囲に含まれないのですか。現在の婦人保護施設も東京とそれ以外とで状況が違ったりですとか、新法に基づいた新しい基準のあり方について、もう少し意見をお伺いする機会があった方がよいと思うのですが。

○河村課長

12月26日に団体の皆様からご意見を伺った後に、本日のご議論を踏まえて、できる限り、短い期間で私どももどこまでできるかと言うのはありますが、一旦反映させていただいた基本方針と、政省令・告示の案をお諮りするという形になります。

○戒能座長

わかりました。やはり現場のご意見が一番大事であり、可能なら当事者ということになると思いますので、そういう時間を設けていただきたい。方向性だけではなく具体的な政省令をお出しして、パブコメをやることになりますので、現場の意見を反映できるような機会を設けていただきたいと思います。

それでは、2分ほどでご意見を伺いたいと思います。時間が短くて申し訳ありませんが、堀構成員からお願いします。

○堀構成員

まず省令の女性相談支援センターの職員についての部分ですが、高岸構成員がおっしゃったように、相談を司る職員のところで、社会福祉主事だけではなく、相談援助の国家資格

である社会福祉士や精神保健福祉士も入れていくのが重要だと思います。

それから「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」ですが、横田構成員がおっしゃっていましたが、基本方針の考え方に則してしっかり見直す必要があると思います。

設備の方でも 4 人部屋、自立支援についても法律の方では書かれている回復支援が盛り込まれておらず、以前の「就労と生活」に関する、しかも「指導」が残っている。ここは全般にわたって丁寧に見直していかなければ、法律が変わっても中身が変わっていないとなってしまうかねません。

3 ページの「自立支援」の、「自立促進計画を作成しなければならない」とありますが、混乱を招くのではないかと思います。「母子及び父子並びに寡婦福祉法」という極めて近い領域の法律の中では国の基本方針に則して地方公共団体が作るのが自立促進計画ですので、混乱しやすいかと思います。また、基本方針の中では、「自立促進計画」という言葉は使われていません。個別支援計画や単なる支援計画などとし、あえて混乱を招く言葉を使わない方が良いと感じています。以上です。

#### ○戒能座長

続いて村木構成員にお願いします。

#### ○村木構成員

一時保護委託の告示について、団体の要件のところ、地方公共団体、社会福祉法人その他法人ということで、一応その他は入っているのですが、社会福祉法人でなければだめと言いつつ地方公共団体が出てくる可能性があるのでは、例えば NPO、可能なら一般社団法人なども例示的に加えていただけないだろうか。地方公共団体、社会福祉法人、NPO 法人、その他の法人という例示が良いのではないかと思います。

それから法人ではなくてもできるようにということで「相当の活動実績を有する者」であることというのを後ろに加えていただいたのですが、相当の活動実績というのがよくわからない。例えば 5 年以上やっていないと認めないといった話になるのではないかと。「相当の」を取っていただくというのと、活動実績とはもう少し具体的に何なのかを示していただくことが必要だと思います。以上です。

#### ○戒能座長

告示についても、一時保護委託についても、ぜひお話しください。続いて赤池構成員よりどうぞお願いします。

#### ○赤池構成員

内容につきましては、先ほど高岸所長と横田構成員がお話しされた状況でカバーできていると思いますので、本日口頭では大丈夫ですが、ただ一点、私たちも勉強不足で申し訳な

いのですが、意見になります。

政省令のところまでは、女性相談支援について触れられていない状況です。法律で政令に定めると記載されていなければ政省令に記載できないと承知しておりますが、湯澤先生が先ほどおっしゃっていたように、旧婦人相談員が国として認めて要綱に定められていない点を踏まえて、女性相談支援についても国にしっかり位置付けていただくためにも、政省令に記載していただくことはできないのでしょうか。

○戒能座長

河村課長からお願いします。

○河村課長

赤池構成員からおっしゃっていただきました通り、基本的には政令や省令のような下位法令では上位の法令からの委任根拠に基づいて書かざるを得ない性質のものでして、技術的に可能性があるとしますと、女性相談支援センターの政令の中で、資料の3の体系図のところで、最初から「女性相談支援センターの包括委任規定」を置いてはどうかと考えております。あくまでも女性相談支援センターの範囲内でないこうした包括委任規定は置けないので、センターにいらっしゃる方についてはそれで書けるのですが、市区は書く根拠がなかなかありません。設置要綱に相当するものに関しては、できるだけ幅広い受け皿である基本方針の中に明記をしていくというのが法令でしっかりと位置付ける方法ではないかと思えます。

いずれにしても、省令となると委任根拠が関わりますので、唯一書けるのは政令の3つ目の○となる女性相談支援センターの包括委任規定に基づいて各省令で書いていくのが方法かと思えます。

○戒能座長

法の上位委任規定が必要ということで、都道府県の女性相談支援員については、包括委任規定を活用できる可能性があるということですが、圧倒的に多い市区の女性相談員の方々については、基本方針の中でそれぞれの機関の役割をもう少し具体的に書き込む。そして何年後かわかりませんが、法改正の時に役割権限などを含めてきちんと書き込んでいく。それに基づいて省令に委任するという方向性を確認する。こうしたことを基本方針に書き込めるかもわかりませんが、少なくともこの有識者会議の確認事項としては、座長として、必要があると思えます。その役割についても、ぜひ26日の後半部分で全婦相としてのお考えをまとめて意見表明をしていただければと思っております。よろしいでしょうか。

○赤池構成員

わかりました。ありがとうございました。

○戒能座長

それでは続いて大谷構成員どうぞ。

○大谷構成員

私もペーパーを出させていただきましたが、女性センターや婦人相談員の役割に関して、今まで要綱で示されていたことについてはいろいろな問題が発生しています。このことについては、はじめにや経緯に書くだけでなく、具体的に本文中に書き込んでもらいたい。

その中で私が一番懸念していることは、支援新法の 9 条に女性センターの役割として詳細に書かれている具体的な内容が、判定を否定する趣旨なのか、それとも判定が残ってしまうのかということが法文上、読み取れない。医学的判定が医学的支援に変わると援助に変わるということは読み込めるのですが、適切な支援を行うための判断材料を収集することが判定とは違う概念であるという歯止め規定がない。そうすると従来のセンターが行っていた判定業務はそのまま生き残ってしまう恐れがある。これに関して法令の委任がないので、基本骨子にきちんと書き込んでいただかないといけない。

法の委任がないので政省令には書かないが、要綱やガイドラインといった後から出てきたものが現場を支配していくこともあり得るので、基本骨子で、従来やってきたことは否定されたということを明記してもらいたい。女性センターが行ってきた一時保護における具体的な業務内容の見直しはぜひ積極的にやっていただきたいと思っております。

加えて、政省令についてもペーパーを出させていただきましたが、1 番の問題は一時保護の具体的な例です。法文と省令が二重になっている。しかし、肝心の性搾取や AV の被害者が結局のところ抜けている。ほかにも入っているようで入っていないことも多いので、省令案に書くのか骨子案に書くのかをはっきりしてもらいたい。

○戒能座長

同じような意見は高岸構成員からも出ていましたので、河村課長からご説明いただきたいと思えます。

○河村課長

省令の法の施行規則の第 1 条 1 号から 8 号まである記載と、基本方針案の資料 1 の 2 ページにある①～⑨の記載が異なるということだと思います。法律の技術的な問題として、法律第 9 条の 7 項の一時保護は緊急に保護することが必要と認められる場合、つまり基本方針の①に相当する文言は、法律にまず書かれた上で、「緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合」とありまして、条文の技術的なところで「その他」と書かれた場合は、前に書かれた言葉は書かないで後ろの省令で定めるということになります。

その他は並列の関係になりますので、省令は一個少ない、基本方針の①が抜けた形に省令上はなりますが、そうやって分散して書くとわかりづらいので、告示には全部網羅して「一時保護は緊急に保護することが必要と認められる場合」と書いて、省令で書いている 1~8号が基本方針では②~⑨に持って来る形になるので、内容にずれがあるように見える問題があります。

その他の微細な書きぶりが違うのは、基本方針の方は平たい日本語で書こうとしてるのに対し、省令は法令的な固い文章になるためです。ただ意図としては同じことを書こうとしていますので、何か文言が気になる部分があればご指摘いただければと思います。

○戒能座長

基本方針はまだ論点の段階なので、それを文章化していく。それと省令との整合性ですね。それから性搾取、未成年が欠けていたので入れ込んでいくということで、再度ご提案をいただきたいと思います。その他に大谷構成員から何かありますか。

○大谷構成員

ご説明いただいた点は承知しておりますが、いずれにしても法令も省令も抽象的では困るのでどちらかできちんとやっていただきたい。

○戒能座長

基本方針がより分かるように明快になると思います。

○大谷構成員

基準に関しても問題があります。

○戒能座長

私の推測ですが、あまり時間がなかったためではないでしょうか。皆様から意見を出していただき、基本理念に合うような基準を作らないと意味がありませんので、そこは事務局も了解していると思います。

○大谷構成員

わかりました。横田構成員からもありましたが、全面的見直しをお願いします。

○戒能座長

全面見直しということで了解しています。続いて近藤構成員よりお願いします。

○近藤構成員

私も全面見直しをしていただきたいというお願いです。それから女性相談支援センターの一時保護委託に関わる場所ですけれども、先ほど村木構成員からも NPO を入れるご提案がありました通り、私もこの対象は幅広くしていただきたいと思います。

それから3の告示案のところ、「次に掲げる運営が可能な体制にあること」が一時委託先の基準になると思うのですが、イの「一時保護対象者を2週間以上継続させて入所させること」は書き換えていただきたいと思います。1泊や2泊といった短期間で当事者のニーズに沿って支援をする団体もありますし、短期宿泊所的な施設団体もあります。また、そういう場所を必要としている場合もありますので、「2週間以上」という言葉をぜひ削除していただきたい。支援団体がもう少し柔軟にいろいろな委託を受けられるような形にしていきたいと思います。

それから政令案ですが、女性相談支援センターの所長は確かに必要な識見を有するだけではとても足りないので、実務経験、専門的な識見などをぜひ加えていただきたいと思います。以上です。

#### ○戒能座長

それでは橘構成員に移ります。よろしくお願いいたします。

#### ○橘構成員

皆さんの意見を聴きながら、現場の方が必要だと思っていることを反映していただけると良いと思います。そして近藤構成員も仰ってくれたように、一時保護委託では、NPO や民間団体なども入れていただけたらと思いますし、資格についても、実務経験者なども加えていただければと思います。

#### ○戒能座長

それでは仁藤構成員よりお願いします。

#### ○仁藤構成員

私も全面的に見直しが必要だと思っておりますが、コメントペーパーも用意しましたのでそちらをご覧ください。

まず告示案の一つ目は、近藤さんがおっしゃったことに賛成です。一時保護委託先が2週間以上と書いてあったのですが、一泊の人も委託できるようにすべきだと考えます。2週間以上の滞在が可能だとしても、委託先に押し付ける形にならないようにしてほしいと思います。「2週間以上となっているでしょう」という言い方でずるずるとやられるという経験があるので、公的機関で利用できる選択肢がある場合は積極的に活用するというのを念頭に置いてほしいと思います。

あと村木さんのおっしゃった活動実績については、他の分野では理解されてなかったま

たは対応されずにこぼれ落ちてきた性暴力や性搾取などの女性特有の困難に対応するので、女性支援を専門とする女性が主体になった女性支援団体を委託先にすべきだと考えています。男性スタッフからの性被害があったり、性搾取の問題に関して理解がないために二次加害的な対応をする事例が多発しています。大事なのは性暴力や性搾取に反対し、性搾取の構造から抜け出して生活を立て直すことを支援する女性主体の団体であるという前提を共有できると良いと思います。

また省令案の給付金のところについて、民間団体では本人の権利で本人が受け取るお金の場合、基本的には本人が管理することが多いと思いますが、預かる前提で書いてあることに違和感を覚えました。「必要に応じて金銭管理を手伝うこともできる」という書き方にしはどうかと思います。

次に政令案の費用の算定基準のところ、現状では現物支給になっていることについて書かれていると思ったのですが、この書き方で本人支給金が保証されるのかが心配です。例えば就活のための交通費や携帯電話代は払えるようにする必要があると思うし、一時保護中に限らず、婦人保護施設に入ってから今も本人支給金がないため、そのことがこの政省令でどう扱われるのかを確認しておきたいと思いました。例えば Colabo では、衣料や食品といった現物支給に加えて一日 1500 円ほどの生活費を渡していて、それとは別に通学のための交通費などを渡しています。その後に婦人保護施設に行く計画を立てる子の場合、それまでに Colabo からもらうお金を貯めておかないといけない状況があったりするので、どこで保護されても同じような支援を受けられるようにしないといけないと思います。

自立支援施設の設備及び運営に関する基準については、基本方針のところ、自立のみに重点が置かれているように感じたので、例えば「人権が保障され、安心できる生活によって心身が回復されて、社会において自立した生活を送るための支援」というように基本計画に合わせていけると良いと思いました。

あと居室の人数については、やはり個室が基本です。家族で小さいお子さんがいる場合はまた別かもしれませんが、中高生世代の子供がいる場合もその子は個室にしてほしいと思います。また、関係機関に児童相談所が入っていないように思いました。明記してもらえないと全国で広がって行かないと思いますのでお願いします。以上です。

#### ○戒能座長

政令と省令とで定められていない費用の問題が現場ではいっぱいあると思います。それでは、もし1分ほどでお話いただけるのであれば、高岸さんと横田さんからお話をください。

#### ○高岸構成員

施設の職員と居室の入所定員についてはペーパーに記載しておりますのでご覧いただければと思います。

施設の方には心理職員加配ということではなく、基準上の配置とし、施設側の努力でさら

に加算する場合にはそれが評価されるようにするなど、心理職員の方が必要な存在になっていると思いますので、その点を配慮していただければと思います。

また女性相談支援センターの心理判定や精神科判定について一言ご説明させていただきたいと思います。それぞれの婦人相談員の方にとっては突然、ある女性の方が支援対象として登場されてくるという実態がございます。相談員の方が面接をするだけではなかなかわからないところについて、心理職また精神科医からの助言や見立てが欲しいという要望が非常に多いです。一時保護期間中に心理職の面談をいたしますけれども、検査をする場合には、内容や目的をご説明して、ご本人も了解していただいた上で検査をし、またその結果については必ず本人にフィードバックをしてご自身が過去からのいろいろな被害体験によってこういうところが影響が出ていますということを確認できるような形で対応をとっております。ご本人にとっても、心理職の方とお話を通じてカウンセリングを受けることができて良かったという感想は日頃から多く聞くところです。このセンターの心理職の存在はとても大きいもので、ぜひ専門的な支援として必要だということをご了解いただきたいと思います。

女性支援において、支援の対象となって突然現れた女性を知る、つまりアセスメントをするということは、決して上から目線ではなく、謙虚に、わからないのでいろいろな専門職も含めて相談をして、いろいろな角度からご本人について知り、助言をもらいながら一緒に考えていこうということです。支援についてご本人の意向も踏まえながら進めていくことが大事であって、上から目線だから必要ないとは、支援を実際に受けている女性も感じていないのではないかと思います。

#### ○戒能座長

ご本人自身もわからないまたは気が付かないということもあります。判定や行動観察も実施要領やハンドブックに入っています。またこれは将来的な課題ですが、措置の制度をどうするかということとも繋がっています。いずれにしても、判定については、あくまでもご本人を中心として、心理的な検討が必要な場合、考えていかなければならないものなので、然るべき表現方法を考えていきたいと思います。それでは横田構成員より一言お願いします。

#### ○横田構成員

政令と省令に向けて、留意点をお伝えします。66年ぶりに改正された売防法ですが、私たちが今話し合いをしてこの会議を進める中でも売防法の名残が残っているのではないかと。それから売防法の中に女性差別的な視点がなかったか。売春という言葉に対して社会的な認知がどうだったのか。そうしたことを振り返りながら私たちは今進めていることについて、感無量です。

女性の人権が新法に明記されました。新しい法律が、対象者に確実に届くものでなければ、

女性の人権は生かされない。近藤さんがおっしゃっていることですが、政令は理念を実現するものだと考えております。私たちが理念をしっかりと政令の中に入れ込んでいけるかを振り返っていかなければならないと思います。

それから最後にもう一つ、職員配置の話が出ましたが、追加資料4に「婦人保護施設における予算上の職員配置について」があります。この記録の中にはまだ措置費の中に指導員が2名としか書かれておらず、加算部分として指導員が上限人数なしで個別対応支援員として書いてありますが、実際これらの人数が次々と施設の中に充当されるわけでは決していない。これらの人数を獲得するためにはいろいろな制約があります。指導員上限人数なしと書いてあると、いくらでも指導員が採用できると誤解を招いてしまうと思いました。ぜひ指導員は国基準でもっと増やしてほしい。国基準で倍にして欲しいと思います。以上です。

#### ○戒能座長

予算の安定的な確保と、その予算に基づく実態を反映した人員配置基準については、いつ制定されたかわからないようなものが今も使われているということですから、ここの検討も必要だと思います。最後に馬場構成員からお願いします。

#### ○馬場構成員

皆さんからもご意見ありました通り、告示案の中の「一時保護の対象者を2週間以上継続して入所させることができる」の部分については、この規定ですとNPO、民間団体では本当に片手で数えるくらいしか対応できる施設がないのではないのでしょうか。そうになると、女性相談支援センターでもいろいろな制限があって、対象者が望まない、だからこの一時保護は嫌だ、ではあそこのNPOでお世話になったから数日、という人は結局行き場所がなくなってしまう。可能であれば、もう少し柔軟に変えることができるのではと感じました。以上です。

#### ○戒能座長

告示案の3については、もう少し柔軟に実施した方がいいというのが皆さんのご意見だったと思います。堀構成員どうぞ。

#### ○堀構成員

告示案のハのところ、「一時保護対象者の処遇について、女性相談支援センターとの連携を図ること」という部分ですが、この処遇という文言の修正に加えて、このままでは支援の内容が曖昧ですので、女性相談支援センターと連携を図れば良いというだけではなく、もう少し基本方針に即した支援の内容などを入れていくと良いのではないかと思います。以上です。

○戒能座長

3号のハですね。「処遇」という文言はないということですね。処遇という言葉も変えなければいけない。続いては村木構成員どうぞ。

○村木構成員

二つあります。一つは先ほど判定のところでは高岸さんがおっしゃったのはもっともで、アセスメントをして、個別支援計画を作る上で専門家の助言が当然必要になります。ただし、言葉は内容を規定してしまうので、本人参加と本人の希望と意向を踏まえることをもう少し書き込んでいくことと、「判定」という言葉は使いませんということをはっきりさせるのが必要だと思ったのが一つ。

もう一つは女性相談支援員の運営指針のところを基本指針のところにも全部書き込むものなかなか難しいところがあるので、通達なり告示できれば告示で、難しければ通達レベルで同じようなものを作っておいて、法改正によってこれが根拠ができたなら政省令に格上げする準備を始めておくということができるのではと思いました。

○戒能座長

少し段階的に考えていかなければならないということですね。今できることはやっておくというのは他のこともそうだと思います。

○仁藤構成員

参考資料2の4ページの「婦人保護施設における予算上の職員配置について」を見ただけでは、こんなにきちんとした体制になるのだと思ったのですが、横田さんのお話では実際にはいろいろな理由があり、ここまでの基準に達していないという話でした。実際にはこんなに潤沢な人員はないという意味なのか、状況が分からないので知りたいです。上限なしと書いてあって、決まりは上限なしでも実際にはその分の補助がされていない県があったりするということですか。

○戒能座長

条件があるということですよ。

○河村課長

まず1/2は国庫負担で、1/2は都道府県負担になります。義務的経費なのであがってきたら必ず国としては負担しますが、1/2の都道府県負担はいずれにしてもかかるので、都道府県として予算措置ができないということだと、施設に対してつけるとはならないということだと思います。

○仁藤構成員

わかりました。だから絵に描いた餅では困るとおっしゃったのですね。

○河村課長

国としては上がってきたら負担するという措置をすることは決まっています。

○戒能座長

都道府県としての負担はネックになってしまうということです。よろしいですか。それでは、様々なご意見をいただきありがとうございました。これで本日は終了させていただきます。それでは閉会に移ります。最後に事務局からご案内をお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。構成員の皆様には置かれましては、本日は長時間に渡りご議論を頂き誠にありがとうございました。今後のスケジュールは、12月26日（月）13時～17時を予定しております。本日同様、オンライン会議を予定しております。また、本日の議事内容については後日、事務局よりご確認の連絡をいたしますので、構成員の皆様にご確認頂いた後、公表させていただきます。ご案内は以上になります。

○戒能座長

それでは本当に長時間にわたりお疲れ様でした、本日第3回有識者会議はこれで閉会いたします。どうもありがとうございました。またよろしくをお願いいたします。